

平成28年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成28年3月8日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美	由紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度施策等の説明
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、平成28年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び福田徹議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から3月24日までの17日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの17日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月22日に東彼杵道路建設促進期成会で、県知事、県議会議長へ要望活動を行っております。主な内容は、東彼杵道路の計画段階評価への早期着手、二点目が一般国道205号線による交通安全対策事業及び道路整備の促進、三点目に地方の道路整備に必要な税源の確保等を要望をいたしております。

次に、1月31日に平成28年東京川棚会が開催されました。私と副議長が出席をしております。詳しくは、広報かわたな3月号に掲載しておりますので省略をいたします。

翌日の2月1日には、コバレントマテリアルから社名を変更されましたク

アーズテック本社と日本ハム本社を町長さんと訪問し、近況報告及び意見交換を行っております。

次に、2月17日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会平成28年第1回定例会が長崎市で開催され、平成27年度の各会計の補正予算、条例の一部改正7件、平成28年度各会計予算等を決定し、一般質問1件が行われ閉会されました。

次に、2月17日に第67回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催されました。総会に先立ち、自治功労者への表彰伝達が行われ、その後、会務報告、議事に入り平成28年度事業計画並びに歳入歳出予算の決定と会議規則諸規定の改正後、総会決議を行い閉会をいたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が12月定例会以降、私が主に出席した会議でございます。その他、配布してありますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が12月実施分、1月実施分、2月実施分が監査委員から提出をされております。後ほど、ご一読をお願いいたします。

また、本定例会までに受理した陳情のうち、「石木ダム建設中止を求める陳情」については、石木ダム対策調査特別委員会に付託するよう準備を進めております。なお、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談できる窓口などの設置を求める陳情」及び「国による子ども医療費の無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情」については、配布にとどめる取り扱いといたしますのでお知らせをいたしておきます。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

(10:05)

議 長 次に、日程第4、新年度施策等の説明を行います。

町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、平成28年度施策等に関する町長説明書を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可します。

議 長 町長。

町 長 皆様おはようございます。本日、ここに平成28年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご

健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、平成28年度の各会計予算をはじめ、条例の制定並びに一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信を述べますとともに、新年度施策についての説明を申し上げます。

さて、わが国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては、景気は、このところ一部に弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされており、長崎県内の景気につきましても、全体としては緩やかな回復基調を続けているとされているほか、昨年12月の有効求人倍率は1.01倍で雇用環境は緩やかな改善が続いており、消費者物価も前年度比同程度で推移していると言われております。

そうした中、政府は、誰もが生きがいをもって充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指し、一億総活躍国民会議を発足させ、平成27年11月に緊急に実施すべき対策がまとめられたところであり、新たに掲げられた新三本の矢である希望を生み出す力強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の3つの施策を重点的に取り組むとともに、地方創生についても多様な支援策を講じることにより、その効果を深化させることといたしております。

本町におきましては、計画期間が平成27年度で終了する第5次川棚町総合計画の前期基本計画において掲げた基本計画の達成状況等を検証し、かつ本町を取り巻く状況の変化を反映させた、今後5年間の新たなまちづくりの指針である後期基本計画を平成27年11月に策定したところであり、また、平成26年11月に人口減少と地域経済縮小の克服を目的とした、まち・ひと・しごと創生法が制定され、これに基づく国の長期ビジョン、総合戦略、長崎県の総合戦略等を勘案しながら川棚町版の総合戦略である川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略を12月に策定をしたところでございます。

このような状況の中、本町の平成28年度の予算編成にあたりましては、地方交付税並びに地方消費税交付金において、前年度当初予算よりも増額が期待できるものの、近年、民生費において著しい増加が続いております。また、すでに着手している町道東臨港線整備事業、町道上組西部線整備事業、

三越漁港整備事業、基幹農道川棚西部地区などは継続して実施する必要があることに加え、社会資本整備総合交付金事業、県営事業川棚港環境整備事業、県営事業白石地区ボートパーク整備事業、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修工事などを新たに着手すること、国民健康保険事業特別会計において、多額の財源不足が生じ、一般会計から支援をせざるを得ないこと、こういった状況であること。さらに、川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略において掲げた諸施策に取り組むために、多額の財源不足が生じたので、やむを得ず基金繰入を予定いたしておるところであり、平成27年度に引き続き、大変厳しい予算編成となっております。

このように、平成28年度は第5次川棚町総合計画後期基本計画の始まりの年であるとともに、平成27年度からスタートした川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本格的に推進していく年度であり、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である自然を愛しくらし輝くまちの実現を目指し、人口減少の克服に向けて町民の皆様のご意見やご要望をお聴きしながら、各分野における施策を積極的に展開していく所存でございます。

それでは、主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿って説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉環境につきましては、引き続き各地区における地域見守りネットワーク体制の整備を図るため、援助を必要とする方々に対し、災害発生時に適切な支援が行えるよう、自主防災組織の育成と併せて、平常時からの支援体制の充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法の理念である地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供するとともに、受給者数・受給件数の増加に対応するため、障がい福祉サービスにかかる給付費を増額計上し、支援の充実に努めることとしております。

子育て支援の充実ににつきましては、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度において、既存の2つの認定こども園に加え、新たに認定こども園に移行する1園に対応した予算とし、また、民間保育所施設整備が計画されておりますので、保育施設整備にかかる支援策として、国の措置に合わせて、本町においても補助金を計上いたしております。

また、保育所の第2子無料化制度と乳幼児のおむつ処理用ごみ袋無償配布の施策についても継続してまいります。

福祉医療費の支給対象については、現行の小学校就学前までから、支給対象を拡大し、新たに小学校入学から中学校卒業までのお子様を対象とした子ども医療費助成制度を新設し、平成28年4月診療分から医療費の助成を行います。

予防接種事業におけるインフルエンザ予防接種についても、助成対象者を従来の小学生から中学生まで拡大して、平成28年度から助成を行います。

教育費において、多子世帯の負担軽減を図るため、平成28年度から第3子以降の給食費について無料化を行います。

保健・医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取組んでまいります。

また、第3子以降の出生に対する祝金制度につきましても、支援制度の拡充を行い、当該児童が1歳到達時において、さらに10万円の子育て支援金を支給することといたしております。

また、特定不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減し、不妊治療を受けやすい環境の整備を図り、出生の増加につながるよう平成28年度から特定不妊治療費助成事業を開始いたします。

なお、介護保険事業につきまして、これまで同様、安定的な運営に努めるとともに、国民健康保険事業においては運営の安定化を図るため、財源不足に対し、一般会計からの繰出金により支援を行います。

また、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実に努め、高齢者や障がいを持った方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線並びに町道上組西部線の歩道設置工事につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し実施することといたしております。

また、地域高規格道路東彼杵道路建設の実現に向けて、関係市町と連携を図りながら、要望活動を行ってまいります。

平成25年度から、高齢者にやさしい町づくりの一環として創設した活きいきタクシー助成制度についても、引き続き地域公共交通の施策の一環として実施をしてまいります。

川棚町障害者計画及び第4期障害福祉計画において掲げた障がいのある方も安心して施設を利用していただけるような公共施設の整備として、平成28年度は、勤労青少年ホーム及び公会堂のトイレの一部を温水洗浄便座型に改修するとともに、身障者用トイレの一つをオストメイト対応型に改修し、整備を行います。

これにつきましては、今後も各公共施設において、配置状況や優先順位を検討しながら、段階的に整備を行っていきたいと考えております。

平成24年度から進めてきた上水道における第7次拡張事業山道浄水場整備事業につきましては、まもなくすべての工事について完了し、竣工の運びとなるものでありますが、改めて関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、完成後は今まで以上に安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の東小串地区および西小串地区の一部において汚水管渠工事を進めてまいります。

また、県営事業川棚港埋立地緑地整備事業について、平成28年度は、実施設計と緑地工事の一部が始まる計画で県の方で予算化されておりますので、それに合わせ県営事業負担金を計上しております。

これについては、いよいよ本工事へと移行する段階となり、町民の皆様喜んで利用していただけるようなスポーツ施設の整備を進めてもらえるよう、今まで以上に県に要望してまいりたいと、このように考えております。

安全・安心の確保につきましては、農村地域防災減災事業として緊急避難路整備、尻無川用排水路整備等の工事を実施することといたしており、早期完成を目指してまいります。

非常備消防において、消防団の移動系無線機について、広域通信が可能なLTEトランシーバーへの更新を行い、災害時等の情報連携強化、消防団員の安全確保や機動性の向上を図ることとしております。

学校給食に関しましては、老朽化した食器洗浄機について、費用負担の平準化を図るため、リース方式で更新を行うこととし、そのための経費を計上いたしております。

町内の環境整備につきましては、各地区からたくさんの要望をいただいておりますが、財政状況が厳しいなかですべてに対応することは困難であります。そこで、安全面の改善を最優先として、取り組んでいくことといたします。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育においては、従来から実施しているスーパーバイザーの活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について継続するとともに、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適性に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

また、平成27年度から配置されたスクール・ソーシャル・ワーカーについても、家庭と学校との橋渡し役や調整役としての機能をより一層充実させ、十分な活用を図り、不登校等の解消に努めてまいります。

平成27年度に導入した各学校の教育用コンピュータ機器の有効活用を図るため、ICT教育先進地への教職員の合同視察を行い、ICTを活用した教育をさらに充実してまいります。

長崎がんばらんば国体後のホッケー競技の振興策として、県の補助事業である、わがまちスポーツ推進事業を活用して、小学生へのホッケー競技体験教室などを行い、町内におけるホッケー競技の拡大や活性化を図ってまいります。

公民館講座として、戦時ボランティア養成教室を開催し、町内の貴重な戦時遺産等を後世に伝えるための人材を養成することといたします。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において、振興を図るよう取り組んでまいります。

農林業につきましては、まず、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、平成26年度から始まった農地中間管理事業について、農地中間管理機構を中心に農家と連携し、農地集積・耕作放棄地解消に努めてまいります。

肉牛の生産振興と消費拡大についても、日本一の和牛の産地・川棚町を全国に向けPRする物産展への参加や、地元飲食店と連携したいいい肉日本一フェアを開催するなど消費拡大に取り組んでまいります。

また、県営事業の基幹農道川棚西部地区について、平成30年度完成を目指して、工事実施に係る地元説明会等の支援に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備する計画であり、平成28年度は、片島防波堤整備、片島岸壁整備を行っていく予定であります。

商工業の振興について、中小企業の創業を支援するため、平成27年12月に制定した川棚町創業支援資金融資要綱に基づき、商工会・金融機関と連携して中小企業者等の創業等の支援をしてまいります。

観光事業については、県の補助事業を活用し平成28年度から2箇年をかけて、我がかわたな発見・巡る旅整備プロジェクト事業に取り組み、新たな観光事業の展開を図り、今後の交流人口の拡大につなげていきたいと計画しております。

平成27年度から開始した婚活支援事業についても継続して実施する予定であり、今年度も婚活イベントを開催し、新たなカップルの誕生を支援してまいります。

なお、平成27年度から2名採用した地域おこし協力隊員については、平成28年度は、さらに1名を増員し、商業の振興を図りたいと計画しております。

また、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約を推進する観点から、工事請負に係る最低制限価格について、従来の予定価格の5分の4から10分の9に引き上げ、平成28年4月以降に執行する入札会から適用いたします。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するために、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり

懇談会等を開催してまいりましたが、今後も地区や団体の要請に応じて開催してまいります。

石木ダム建設について。

長年の懸案事項であります石木ダム建設につきましても、町政の最重要課題の一つとして位置づけ取組んでおります。

石木ダム事業につきましても、平成25年9月に国の事業認定がなされ、事業の必要性や公益性について、法律上、正式に認められたところでありませぬ。

それ以降は、起業者である長崎県において、事業の早期完成を目指し事業推進に努められているところではありますが、思うような進捗が図られていない状況にあります。

現在、県においては、土地収用法に基づく手続きが進められているところであり、昨年7月に裁決申請に向けた手続きを開始された中流部及び上流部の用地についても、今後、準備が整い次第、裁決を申請したいとのこととなります。

また、工事についても引き続き進捗を図るため、迂回道路工事について、去る2月9日に着工されたとのこととなります。

近年、全国的に台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害が頻発しておりますように、本町におきましても、いつ何時災害が起こるか予断を許さない状況でありますので、治水対策は早期に解決しなければならない課題であります。

川棚川下流域には多くの住民の皆様がお住まいであり、住民の皆様の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務であり、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取組んでまいります。

つづきまして、平成28年度予算と具体的施策等についてご説明を申し上げます。

平成28年度予算の概要であります。一般会計におきましても、前年度比4.1%増の総額59億8,200万円となっております。

まず、歳入であります。町税では、固定資産税が前年度の当初予算額をやや下回る程度の見込みであり、町税全体として前年度比1.4%の減、町税総額で11億3,900万円と見込んでおります。

地方交付税のうち普通交付税は、国の総額において減額方針が示されておりますが、平成27年度実績が当初予算見込みを大きく上回ったことを勘案し、前年度当初予算額よりも2.5%程度、額にして1億円増額の20億3,000万円と見込んでおります。

分担金及び負担金は、前年度よりも大幅な減額となっておりますが、これは保育所保育料において、平成28年度から、さらに1つの保育所が認定こども園に移行することに伴い、保育料の収入が町の収入から認定こども園の収入になることによるものであります。

国庫支出金の増加の主な要因といたしましては、民間保育所の建て替えに伴う保育所等整備交付金の増額、消費税の引き上げに伴い臨時的な措置として行われる臨時福祉給付金支給事業と年金生活者等支援臨時福祉給付金支援事業が実施されることによるものであります。

県支出金の減少の主な要因といたしましては、前年度当初予算においては、県支出金としていた民間保育所等施設整備費補助金が国庫支出金に組み替えとなったことや、漁村再生交付金事業費補助金の減額が主な要因であります。

財産収入の不動産売却収入において、旧白石保育所跡地を若者定住促進のための分譲住宅用地として売却することとし、売却代金を収入として計上いたしております。

なお、町債につきましては、財政上の収入と支出の年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保するための調整を念頭に新たな借入の抑制に努めており、総額で前年度比3.3%減の4億2,500万円を計上しております。

つづきまして、歳出における具体的な施策につきまして、款ごとに主な事業を説明いたします。

2款総務費における主な事業としては、9目地域づくり事業費において、地域おこし協力隊員を1名増員するための事業費を計上しているほか、県補助金を活用した新婚世帯の居住費等に係る補助を行う結婚新生活支援事業の実施に要する事業費を計上し、今回新たに21目移住・定住促進事業費を設け、旧白石保育所跡地の若者定住促進分譲地における住宅取得補助並びに長崎県移住促進センターの市町負担金を計上いたしております。

選挙関係では、予定されている参議院議員通常選挙並びに長崎県南部海区

漁業調整委員会委員一般選挙の執行に要する経費を計上いたしております。

3 款民生費においては、母子福祉医療費において、福祉医療費の支給対象を中学生まで拡大したことに対応した増額を行っております。

障害者福祉費においては、近年増加傾向にある各種給付費に対応し、児童福祉費において、予定されている民間保育所施設整備事業に対応しているほか、臨時福祉給付金支給事業と年金生活者等支給臨時福祉給付金支給事業、さらに財源不足が見込まれる国民健康保険事業特別会計の不足分を補うため繰出金を国民健康保険事業費において計上いたしております。

4 款衛生費における主な事業といたしましては、平成28年度からの新規事業である特定不妊治療助成事業に要する経費を母子保健事業費において計上し、予防接種事業費においては、インフルエンザ予防接種の対象者を中学生までに拡大したことに対応しているほか、健康教育費においては、健康まつりに要する経費を計上しております。

また、転入世帯に対し、新たにゴミ袋を支給してごみの分別方法を説明するゴミ袋支給事業の経費を計上しております。

5 款労働費の勤労青少年ホーム管理費においては、トイレの一部を温水洗浄便座型に改修するための工事請負費を計上しております。

6 款農林水産業費においては、新規就農者に対する青年等就農給付金を農業経営対策事業推進費に計上するとともに、新規就農者のアスパラガスハウス設置事業費補助を、輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費において計上いたしております。

農道新設改良費においては、県営事業基幹農道川棚西部地区の負担金を計上しているほか、農村地域防災減災対策事業費においては、尻無川用水路整備工事、中田川用排水路整備工事、緊急避難路棚尾線道路改良工事や、漁村再生交付金事業費においては、片島防波堤整備工事、片島岸壁整備工事を計画し、それぞれに要する工事費等を計上しております。

7 款商工費における主な事業としては、3 目観光費において新規事業として、かわたな発見・巡る旅整備プロジェクト事業を計上しているほか、観光施設事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

8 款土木費における主な事業としては、2 項道路橋梁費においては、町単独の道路新設改良事業において、町道下組野口線歩道設置工事、町道道瀬線

改良工事、旧白石保育所跡地分譲宅地道路新設工事を行う計画で予算計上しており、社会資本整備総合交付金事業としては、町道東臨港線歩道設置工事、町道上組西部線歩道設置工事、町道中倉線歩道設置工事を行う計画で、その所要額を計上しております。

4項港湾費においては、県営事業川棚港埋立地緑地整備事業並びに県営事業白石地区ボートパーク整備事業に係る地元負担金を計上しております。

5項都市計画費の公園管理費においては、中央公園野球広場Aコート壁面緩衝材補修工事、中央公園野球広場Bコートグラウンド不陸調整工事、テニスコート観覧席屋根改修工事などを計画し必要額を計上いたしております。

6項住宅費においては、建設後20年を経過した町営住宅新町団地について、計画的に老朽化した屋根外壁を計画的に改修して長寿命化を図るための費用を計上いたしております。

9款消防費においては、前年度において、広域消防の消防救急無線デジタル化及び東消防署建設工事のため、常備消防費における広域消防事務負担金が大幅な増加となっていたため、今年度は相対減となっております。

非常備消防費において、第6分団の消防ポンプ車の更新や消防団の移動系無線をLTEトランシーバーへ更新するための経費を計上いたしております。

10款教育費の主な事業としては、スーパーバイザー活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について対象児童・生徒の増加に対応した人員配置のための経費を各学校の管理費に計上いたしております。

また、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置に要する経費、ICT教育先進地への各学校担当教員の合同視察を行うための経費を事務局費において計上いたしております。

さらに、平成28年度から多子世帯の子育て負担軽減を図ることを目的として、第3子の給食費を無料とする学校給食費助成事業を創設し、必要額を計上いたしております。

学校関係整備の主なものとしては、川棚小学校におけるパソコン教室空調設備改修工事、石木小学校における鉄棒改修工事並びに体育館床補修工事、小串小学校における図書室空調設備改修工事、普通教室床研磨塗装工事、川

棚中学校における外部非常階段改築工事、教室背面黒板張替工事などを予定しており、所要の額を計上いたしております。

社会教育関係の主な事業としては、通学時の見守りボランティアへのベストの購入費を計上しているほか、戦時遺構のボランティア養成講座等の開催に要する経費、県の補助事業である、わがまちスポーツ推進事業を活用した長崎がんばらんば国体後のホッケー競技の振興を図るための事業費や地区公民館の改善に係る補助を計上しております。

また、施設面の整備として、公会堂のトイレの一部を温水洗浄便座型に改修するとともに身体障がい者用トイレの一つをオストメイト対応型に改修するための経費を計上しているほか、中央公民館の老朽化した高圧受電設備の改修を行うための経費、中央公民館の講堂等へWi-Fi環境整備、柔剣道場の床研磨などの経費を計上いたしております。

学校給食共同調理場費においては、給食費管理の効率化を図るため給食費管理システムの導入に要する経費を計上しているほか、老朽化した食器洗浄機の更新について、費用負担の平準化を図るため、リース方式により更新することとし、平成29年度から34年度までのリース料について、債務負担行為を行うものであります。

12款公債費については、前年度よりも797万3千円増の5億9,680万4千円となっております。

以上が、平成28年度の主な内容で、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は別表のとおりであります。

なお、今回、同時に提出しております平成27年度一般会計補正予算（第4回）において、国庫支出金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金並びに地方創生加速化交付金を活用して実施する予算につきましては、第2表繰越明許費に記載しているとおり、平成28年度に繰り越すこととしております。

したがいまして、実質的には平成28年度に取り組む事業でありますので、併せてご説明をさせていただきます。

まず、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を活用して実施する自治体情報セキュリティ強化対策事業費は、自治体情報システム強靱性の向上を図るため、個人番号利用事務を行うパソコンの導入やセキュリティ対

策に要する費用 1,330 万円を計上いたしております。

財源となる地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、人口による補助基準額により算定され、本町の場合 615 万円が措置される予定であり、補助対象経費の補助残分については補正予算債の起債が可能であることから、町債を 610 万円計上したものであります。

次に、地方創生加速化交付金を活用して取り組む事業として、2 款総務費、1 項 9 目地域づくり事業費において、川棚活性化プロジェクト事業、川棚で働くプロジェクト雇用事業、川棚で働くプロジェクト定住促進事業の 3 つの事業を予定し、総額 884 万 5 千円を計上いたしております。

川棚活性化プロジェクト事業は、ハウステンボス誘客推進、町バル運営、グルメ開発研究、スポーツ合宿招聘など、本町の活性化を図る事業を総合的に展開してまいります。

川棚で働くプロジェクト雇用事業は、役場内にハローワークを開設し、職業紹介を行うとともに創業セミナーを開催するなど、雇用を生み出す事業に取り組んでまいります。

川棚で働くプロジェクト定住促進事業は、移住定住を促すガイドブックやホームページの作成、移住定住相談会の実施、旧白石保育所跡地を若者向け定住促進宅地として分譲するなど定住促進事業に取り組んでまいります。

平成 28 年度は、いわゆる地方創生について、全国の地方公共団体が本格的に政策を展開する年であり、企画・立案した施策がどのような効果をもたらすのか、その真価が問われる年になります。

町民の皆さまの福祉の向上のため、総合計画で掲げた自然を愛し、くらし輝くまちの実現のために、そして、総合戦略において掲げた諸施策の実行にあたり、最大限に効果を上げ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、平成 28 年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会においてご審議いただく案件については、専決処分の承認 1 件、人事案件 1 件、平成 27 年度一般会計補正予算（第 4 回）のほか、6 つの特別会計補正予算、条例制定 1 件、条例の一部改正 6 件、平成 28 年度

の一般会計予算のほか6つの特別会計予算、町道の廃止・認定について2件、工事請負契約の変更1件、一部事務組合規約の変更の件について1件となっており、提案件数は全部で27件であります。

議案の内容については、提案のつど説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** これで、新年度施策等の説明を終わります。

(1 0 : 5 2)

ここで、しばらく休憩いたします。

(1 0 : 5 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 5)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問通告者は5人であります。これから通告順に従って質問を許可いたします。まず、久保田和恵議員。

4 番久保田 4番、久保田和恵です。一般質問を行う前に、まもなく未曾有の東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から5年を迎えようとしています。1万8千人を超える尊い命を亡くされた方々、未だ行方不明の方々にここからご冥福を申し上げますとともに、ふるさとを離れ、家族や知人、友人と離ればなれになられた17万人余りの方達が、一刻も早く元の暮らしを取り戻せるようお祈り申し上げて一般質問を行います。

改めまして、三点について町長の考えをお尋ねします。

第一に、地域包括支援事業の見直しについてです。現在、本町における介護用品における支給事業は、要介護3以上に相当する在宅の高齢者で、介護している家族に対して補助がなされています。介護は、あくまでも受ける本人が快適に暮らせて、介護する家族も介護により離職したり、家族の形態を変えることなく生活を維持できるようにすべきと考えます。以上のことにより、三点について見直す考えはないかお尋ねします。

一つ、要介護2以上の方の状態は、歩行などが不安定で、排泄や入浴などの一部、または全部に介護が必要となっています。介護用品の補助対象を要

介護 2 以上に拡大する考えはありませんか。

二つ、現在の事業は、本人ではなく介護する家族がいて初めて補助が受けられるとなっています。快適に介護を受けるのは本人です。補助の対象を家族介護から独居世帯本人にも拡大する考えはありませんか。

三つ、現在、対象用品は紙おむつと尿とりパットとなっています。寝たきりになっていない認定者の方に対しては、紙おむつなどを追加すべきと考えますが、町長の考えを尋ねます。

第二に、妊婦健康診査事業について尋ねます。

本町の妊婦健康診査は、14回、総額10万円となっております。妊婦さんの幸せで安心できる出産と赤ちゃんの健康な誕生のために健康診査の2回目にサイトメガロウイルス及びトキソプラズマ抗体検査を追加する考えはありませんか。

第三に、保育料利用者負担について尋ねます。

現在、本町の第二子の保育料は、認定こども園及び保育所に複数在園しなければ無料ではありません。兄や姉が小学校、中学校に入学しても、第二子以降を無料にする考えはありませんか。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ただいま久保田議員から3項目について質問がありましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

一つ、久保田議員に確認でございますが、最初の質問の中で、③の質問については、通告では対象用品の紙おむつ、尿とりパットに、紙パンツを追加する考えはないかということで通告を受けておりますが、ただいまの壇上の発言では、対象用品の紙おむつ、尿とりパットに紙おむつを追加する考えはないかとおっしゃいましたので、これについて確認をさせていただきますが、紙パンツ等を追加するという質問ということで理解してよろしゅうございますか。

「は い」の発言あり

町 _____ **長** それでは、地域包括支援事業の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、本町の紙おむつの支給事業につきましては、重度障害者を対象とした川棚町重度障害者等日常生活用具給付等事業と介護認定者をお世話する家族に対して支給する川棚町家族介護支援特別事業を行っているところであります。

介護保険制度に基づく、地域支援事業の一環として行っているのは、家族介護支援特別事業であり、要介護3以上の方を介護している一定の要件を満たした家族に対し、おむつなど、介護用品の支給を行っております。

久保田議員の最初のご質問は、この補助対象を要介護2以上に拡大する考えはないかとのことでありましたが、支給対象の要否を判定する手段としては、要介護の認定度が重大であると、このように考えます。

介護保険制度におけるこの介護用品の支給事業を実施しているのは、県内で17市町ございます。いずれも介護認定度によって支給の要否を判断しているようであります。その中で、要介護4以上を支給対象としている市町は、これと同等分も含めて12市町となっております。支給すべき認定度の設定は、使用される方それぞれの使用度、必要性があり大変難しいところではありますが、本町の要介護3以上という設定基準は、他市町よりも特に厳しい設定とは言えず、むしろ対象範囲を広く設定していると、このように認識をいたしております。したがって、現時点で要介護2以上に拡大する考えはありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次の②であります。補助の対象を家族介護から独居世帯本人にも拡大する考えはないかとの質問であります。そもそもこの制度の目的は、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的といたしております。新たに介護認定者本人を対象とした場合、申請方法や予算措置等も含め、新たな制度の構築が必要であると考えます。そのようなことから現時点では、独居世帯本人まで支給範囲を拡大することは考えておりません。

三つ目の質問につきましては、先ほど確認をさせていただきましたが、紙パンツも支給対象としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、妊婦健康診査事業についてのご質問にお答えいたします。

現在、実施している妊婦健康診査において、サイトメガロウイルス、トキソプラズマ検査を追加する考えはないかとのお尋ねであります。トキソプラ

ズマ感染症については、寄生虫の一種であるトキソプラズマによる感染症で、家畜の肉や感染したばかりの猫のフンなどから感染する病気として知られております。

一方、サイトメガロウイルス感染症は、世界中、いたるところに存在するありふれたウイルスで、母乳や子供どもの唾液や尿に増えること、また、性行為によって感染し、日本の成人の半数以上がすでに感染し、免疫を持っていると、このように言われております。どちらの感染症も、妊娠中に感染し経胎盤に感染すると流産、死産だけでなく、水頭症や網脈絡膜炎や肝脾腫などを引き起こし、視力障害や発達障害などの後遺症を残すことがあるということなのです。

検査方法は、血液検査で発見でき、費用は両方合わせて4千円程度かかるようであります。現在の妊婦健康診査につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、妊娠してから14回の受診を設定し、10万円の補助となっております。回数や検査項目においては、厚生労働省からの基準に基づいて設定されているところであります。また、この事業は、県内どこにいても受診できるよう、請求事務を町村会に設置している長崎県市町村福祉振興協議会において処理され、町民がこの健康診査を受診すれば、その費用が同協議会を通じて請求される仕組みとなっております。したがって、検診項目、受診表は統一的なものとなっており、本町だけがこの項目を追加することはできないものと、このように考えております。

今のところ厚生省からの検査項目の追加にかかる積極的な勧奨はあっておらず、また県内各町が足並みを揃える必要がありますので、単独で取り組む考えはありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、三つ目の保育料利用者負担についてのご質問にお答えいたします。

本町の認定こども園及び保育園の利用者負担金は、川棚町子どものための教育、保育に関する利用者負担額を定める規則に定められており、国の基準では、第二子目半額、第三子目以降無料としているのに対し、本町では同一世帯から二人以上在園している場合、第二子目以降は無料として町独自の支援を行っているところであります。

今回のご質問は、第一子目が卒園しても第二子目以降を無料にする考えはないかとのお尋ねでございますが、確かに若い世代にとって保育料負担は経

済的に大きな負担となっていることは十分理解をいたしております。

本町でも少子化対策や子育て支援として久保田議員がお尋ねのような支援ができればと思うわけでありますけれども、財政的にも困難でありますので、現段階では第一子が卒園した場合でも第二子目以降を無料にする考えはありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 先ほど第3問目はご注意いただきましてありがとうございます。では、再質問を行ってまいります。

認定度2からの人に対して、紙おむつを、介護用品を支給してほしいというのは、実例を挙げてお話をしていきたいと思えます。

家族がいなければ対象にならないというのは、少し考えていくべきではないかと思うんですよね。それは、やはり要介護度2、3、この方達は全部が自分で自立してできるということではないですけれども、デイサービスに行ったり、それからヘルパーさんの介護を受けたり配食サービスを受けたりすれば、日中はどうにか一人で暮らせるという人たちがいらっしゃいます。その方達の娘さんや息子さんがすでに自立をして、町内、あるいは他県に暮らしていらっしゃる、その人達が一つの例を挙げますと、一人は娘さんが大村に暮らしていらっしゃいます。もう85ぐらいのお年寄りですから、娘さんもかなりの年齢だと思います。もう一人は、息子さんが次男さんではありませんので家を継いでおりません。そして、町内で家庭を持っていらっしゃいます。この方は、単身で仕事にいらっしゃいます。奥さんは障害の手帳を持っていらっしゃいます。子ども達は自立して家にはおりません。その方達が娘さんと障害を持った奥さんで日中は行きませんが、朝方ですね、お母さんのトイレの状態を見にいけばですね、やはり紙パンツでお休みになって、そして2回吸収力のあるおむつでは布団がびしょ濡れになっているということです。5回用のおむつを使えば、料金がかさばって、ひと月に5千円以上かかるということです。あくまでも私は、安倍首相が言っている介護離職を無くすというふうに言っていますけれども、これではですね、一緒に暮らす家族がいなければ支給対象にならないというのはですね、これはちょっと今の介護の状態からはずれているんじゃないかと思うんですよね。

それについてはどう思いますでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えいたします。今具体的な例を示して再質問をしていただきましたが、確かにそういう状況もあるのではないか、このように理解いたしております。今、本町が制度として作っておりますのは、あくまでも家族介護をしている方への支援をするということで、川棚町家族介護支援特別事業、これを実施要項として進めております。そういった中で、先ほど言いましたように要介護、いわゆる独居老人本人にそういう支援をする場合には、新たな制度が必要であると、このように先ほど答弁をしたわけでございます。そこらへんをお汲み取りいただきたいと思うんですが、現在の事業ではできません。新たな事業の構築が必要であると、このように認識を先ほど示したわけでございます。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 それでは、新たな事業を制度を構築すればできるというふう
に捉えていいんでしょうか。新たな制度を作るように検討されるという考え
はないのでしょうか。そして、続けて再質問をしますけれども、今家族がい
らっしゃって、やっと支給対象になられるんですよね。けども、介護を受
けている人が医療機関に入院した場合はこの制度はどうなっているかお尋ね
します。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。この制度は医療機関に入院した場合にはな
りません。対象となりません。

先ほどの最初の質問でありますけれども、ただいまの最初の質問であり
ますけれども、これについてはですね、先ほどは触れませんでした。県内2
0市町あるうちに17市町がすでに家族以外を対象として何らかの支援を
行っております。失礼しました。17市町のうち9市町がですね、家族以外
の方、いわゆる本人だと思っておりますが、そういった支給をしております。これ
らの市町の制度も参考にして、今後、支給範囲や要件等、制度の見直しにつ
いて調査研究をしてみたいと、このように思っておりますのでご理解をいた
だきたいと思っております。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 それでは参考にして調査研究をしていきたいというふうにおっしゃっています。今言ったように、医療機関に入院された場合には、この制度から外れるわけですよ。しかし、認定度というのは本人から外れていないわけですよ。家族と一緒にいないと、と言いながら介護施設に入所された方達には、これは対象として介護の給付の中に含まれていると思うんですね。だから、その医療機関に入院したからと言って、その人の認定度というのは外れない以上は、当然、支給されて当たり前だと思うんです。先ほど、町長の答弁の中に、よその9市町が家族以外に支給されているという、これが本来の介護の姿だと思うんです。このことを見て、そして今後、調査研究していくとおっしゃいましたけれども、これは良い方に向けて検討していくと捉えてよろしいでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 医療機関等とか介護施設に入所した場合には、対象外というふうに私は答弁しましたけれども、詳しく担当課長の方から答弁させますので、よろしくをお願いします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にありました介護施設及び入院をされている方に介護用品の支給対象とならないかというところなんですけれども、現在、川棚町の家族支援の制度につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、対象外となっております。他の市町村の中に、家族以外を対象とする市町村も17市町のうち9市町が対象とされております。ただその中で、入院それから介護施設等に入られたときに対象となっているかと言いますと、全てを調査したわけではありませんけれども、現在見た中ではですね、やはり在宅の方に対しての支給対象となっているところが県内の状況であります。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。先ほど、今後、調査研究をしていくということで答弁いたしました。再度ダメ押しをされましたので、改めて答弁をするわけでありまして、17市町のうち9市町、いわゆる21市町のうち9市町すでに実施をしております。内容については十分承知をしておりますけれども、そういった9市町の状況を調査しながら、今後前向きに

検討してまいります。以上でございます。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 1 問、2 問に対しては前向きに検討していくということで、期待いたします。

三つ目ですけれども、私が先ほど言い間違えました紙パンツについてです。先ほど町長の方から、紙パンツも入っているということも答弁いただきました。それではですね、要旨にあります介護用品の支給事業ということで、この中には紙おむつ、尿とりパットなど、とも書いてありませんので、これを書き改めていただきたいと思います。それで、実施はされているということですので、これは飛ばしてこれに書き足していただくことだけを要求して次の議題に移りたいと思います。

先ほど、第二点目の妊婦の第2回目の健康診査にですね、サイトメガロウイルスとトキソプラズマの抗体、この検査を入れてほしいというふうに言いました。確かに、胎児に重篤な後遺症を残したりですねするというふうに書かれております。その検査を早くすればするほど赤ちゃんに感染したり、そういうことが軽くて済むというふうに書かれております。なぜ私がこれを取り上げたかと言いますと、これは平成25年11月22日ですね、長崎県の医師会長と、長崎県の産婦人科医師会長からですね、妊婦の健診、検査の公費負担についてというのが要望書として上がっております。これに第2回目の検査に、先天性サイトメガロウイルス、先天性トキソプラズマ症の抗体検査を入れてほしいというのが上がってきているんですけれども、このことについてはご存じないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。その件については、すでに承知をしておりますして、町村会でも議論をして、町村会の結果ではそれにはまだ対応しないということで決定がなされております。

母子保健事業についての根拠法令であります。これは妊婦の健康診査についてはですね、母子保健法の第13条に定められておりまして、いわゆる市町村が実施しなければならないということで、市町村の固有の事務だと、このように認識をいたしております。しかし、内容についてはですね、市町村独自で定めることができるわけですが、検査基準については、厚生労働省

が示しております。実は、平成22年までは、これが5項目であったわけ
ありますけれども、平成20年の補正予算でこれが14回に変更になってお
ります。これは議員がおっしゃるように、妊婦の健康診査の充実を図るとい
うことから、こういった措置がなされておまして、現在、14回の健診が
なされております。そこでですよ、先ほどおっしゃったように、第2回目に
2つの検査を追加したらどうかということで要望もあっております。実は、
長崎市がですね、すでに独自でこの検査を取り入れております。私として
も、この検査を取り入れたいというふうに思っております。ただ、先ほど言
いましたように、この妊婦健康診査については、長崎県町村会の中にありま
す長崎県市町村福祉振興協議会において一括して、いわゆる事務処理をされ
ております。川棚町だけで検査項目を追加するということは事務処理上でき
ないという問題があります。ただ、長崎市においては、この協議会に入って
おりませんので、独自で実施されると。町といたしましては、独自でするこ
とはできませんので、現在のところ二つの検査項目を追加することができな
いという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 事務処理ができないのでやれないというのは、それはおかし
いと思えます。安倍首相も1.8人の子供を産んでほしいというふうに呼び
かけておりますよね。やっぱり赤ちゃんを産むというのは、母親にとっては
大変なことなんです。赤ちゃんが健康に生まれてくれば、それ以降の医療
費だって自治体が少なくて済むわけですから、早期に見つけて早期に治療す
るということで済むならば、先ほどおっしゃいました4千円程度ですよ、
川棚町にとってもたいした金額ではないと思えます。事務処理上のことで
できないけれども、本町としては単独で考えていってもいいようなことを先ほ
ど答弁されましたけれども、それは他市町に呼びかけていってくださるとい
うことですか、それとも、川棚町独自で取り組んでいく方法があられてあ
いう答弁になられたんですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。単独でやってもいいというような発言はして
おりません。ただ、私としてはこの検査項目を追加したいというふうに思っ
ております。ただ現時点では、先ほど言いました事務を長崎県市町村福祉振

興協議会で一括して、しておりますので、川棚町だけが二つの項目を追加することができない、そういう状況にあるということでもあります。先ほど議員が、安倍総理がこう言ったという話がありましたけれども、実はこの検査につきましては、先ほど言いましたように14回という実施基準が定められておりまして、妊婦健診をするのは市町村の役割でありますけれども、検査基準については厚生労働省が定めております。その厚生労働省から定められた基準の中には、2つの検査が入っておりません。おそらく私の主観でありますけれども、今後、厚生労働省からそういった基準が示されてくるのではないかと考えております。そうなれば、いわゆる町村会で事務処理をしておりますことが、全市町村で対応できますので、それが実現できるというふうになるのではないかと、このように考えております。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 先ほど町長も医師会から上がってきている要望書のことはご存じだったので、厚生省は動きを速めないようでしたら、県内一緒になってですね、自治体が一緒になって要望書を上げていただきたいと思います。積極的に牽引者となって引っ張っていただきたいと思います。

次に、三問目に移ります。今川棚町は、認定こども園や保育所に複数の子どもが在籍していないと第二子が無料になっておりません。県、国はですね、小学校に上の子が上がって、二番目が半額、三子目が無料となっておりますけれども、所得の制限というか、所得に対してそういうふうにとっていると思います。川棚町が素晴らしいなと思うのはですね、所得に関係なく在籍していれば第二子が無料になるというのは、これは素晴らしいことだと思っております。今、大村市を見てもみますとですね、人口がよその市町は減っているのに、大村は人口が増えていっている。これは、なぜ増えていっていると考えられますでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** そのようなことを調査したことがありませんので分かりません。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 やはりですね、子育てに手厚く政策がとられているということで、大村に住みたいというお母さんたちの声をよく聞きます。今ですね、

お母さんたち、若い世代の人たちの暮らしというのは、大変厳しい状況にあると思います。子育てにはお金がかかります。国民健康保険なんかでみられても分かるように、所得200万円以下の人たちが80%以上を占めているわけですよね。今回も出されましたが、国民健康保険が上がりました。そういうふうなことで、子ども達にけるお金、自分たちが生活をやっていただいても大変な状況になっています。今、子ども達をたくさん産んでほしいという町の要望も、先の町長の説明からみえてきますけれども、やはりお母さんたちが子どもを産んで育てやすい環境を作らなくては、そのように町が望むようなことにはならないと思うんですよね。今、赤ちゃんを保育所に預けて、上の子が卒業して新たな教育費がかかるというときに、残された第二子、この第二子はどこまでいっても第二子は第二子だと思いませんか。保育所の上の子たちが学校行ったからって、この第二子の子どもは第二子だと私は思うんですね。保育所に一人残っても、この子に対する支援はすべきだと私は考えますがどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。第二子は第一子が卒業しても第二子ですよ、それは分かっております。

今制度として構築しておりますのは、要するに保育園に二人の子どもさんがおったら、二人分の保育料を負担しなければいけない。これについては、私も経験があるんですけれども、大変負担が大きく感じます。だから、一人分だけにしましょうという制度を私は構築したつもりでございます。今議員がおっしゃるのは、そこらへんと制度の視点がずれているような気がしますけれども、実は今度の国の改正でですね、年収360万円未満の世帯について、これまで小学6年生からカウントして第二子半額、第三子無料とされていたところが、いずれも第一子目の年齢が撤廃されたと、このように聞いておりますので、第一子目が何歳であっても第二子が在園している場合は、第二子目も半額ということになるというふうな通知を受けております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4番久保田 これは今おっしゃったように360万円という所得の制限があるわけですよね。今本町の場合は、所得には制限はありませんよね。保育

所にいけば、二人目はいくら所得があっても無料は無料ですよ。その制度のいいところは私は本当に認めます。だから、その上の子ども達が上がった場合ですね、例えば、今極端に言えば、小中学校にいらなくても、年が離れて上の子が高校に行っても生まれる子ども達っておりますよ。高校生になった時の授業料と言ったらそれは大変なものだと思います。そういう場合を考えても、やはり第二子は第二子で認めるべきだと思いますか。

議 長 町長。

町 長 先ほども言いましたように、二人分の保育料の負担が大変だから、一人分にしましょうというのが今の制度でありますので、それを十分理解をしていただきたいと思います。

今ですね、4月時点における第二子無料の該当世帯が122世帯ございます。負担額の合計は約160万円であり、年間1,900万円程度、これに単費をつぎ込んでおります。そういった財政的な問題もありますので、すべて久保田議員がおっしゃるような措置ができれば大変いいと思うんですけども、全体の町の財政状況を考えながら最善の努力をしているわけでありますので、ぜひこのことについてはご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 子ども達というのは、ここで今おっしゃった一時的な大きい金額ですけども、これよりも子ども達が税金を納めきるようになる時が来ればですね、もっと大きく町に貢献することができると思います。もっとたくさんですね、お母さんたちが安心して産み育てられるようにですね、これからはもっと町として努力してもらいたいということを訴えまして、私の一般質問を終わります。

(11:47)

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

2 番 田 口 議席番号 2 番、田口です。3 項目について一般質問いたします。

まず、最初の項目ですが、子どもの成長過程における課題についてということで、教育長に質問いたします。

2003年、平成15年7月に長崎市で発生いたしました男児の誘拐殺害事件について、10年後の2013年6月に長崎新聞社が提唱して、男児誘拐殺害事件検証会議が設置されまして、2年半にわたり審議した結果が報告書としてまとめられ、本年1月に5日間にわたって長崎新聞に掲載されました。この検証会議は、事件を見つめ、原因を探り、社会に教訓を残すということを狙いに発足されたものでありまして、中根充文長崎大学名誉教授を代表として精神医学、小児医学、臨床心理学及び教育学の専門家5人で構成されたものです。いわば民間の審議機関でありますので、町行政など公的機関がそれに縛られるということはありませんけれども、長崎新聞が世に問うとかたちで取り上げているものですから、これを取り上げて議論してみたいと思います。ただこの検証会議は、凶悪少年事件の再発防止のために、教訓を社会に還元することを目的に発足したと書かれておりますが、この協議会で教育長と議論する場合には、最初から頭を少年による犯罪の防止というふうに設定してしまうと議論になり得ないと思います。なぜなら、犯罪の防止というのは、教育行政の所管事項ではないからです。しかし一方、教育というものが、個人の人格形成や、その人の社会的行動に大きな影響を与えるということもまた事実であります。例えば、教育のプラス面で例示すれば、偉大なスポーツ選手や大政治家が小学校の頃、先生に言われたことに大きく影響されたと語ることがあるのも、そういった一つの表れだと思います。だから、いろいろな資質を持つ子ども達に教育がどう対処していくかというのは、教育の大きな課題であろうかと思っております。そういった面からの議論にしたいと思っております。

それから、もう一つ理屈を言えば、犯罪は防止すべきなのかということも議論の土台となるテーマとしてはあり得るのですが、これについては深く突っ込まず、このような少年の事件が起きるのは社会全体としても好ましくないという前提で話をしたいと思っております。

第一点目に入りますが、報告書では審議期間中の2014年7月に起きた

佐世保の高一女子の事件も含めて検討し、教育現場と福祉機関や医療機関との連携ができていなかったことを問題としており、その連携強化を図ることが必要と指摘しております。このように、連携を強化することは、具体的事件が起きる前から、あるいは予兆のある児童が見つかる前から当然重要なことであると思いますけれども、そういう体制づくりにどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

また、二点目ですが、少年の事件が起きたその年の9月29日に長崎家庭裁判所は、少年について、児童自立支援施設に送致すること及び強制的措置をとることを許可することを決定しております。その中で、非行事実の背景として、少年がアスペルガー症候群であったと断定しております。そして、この事件を契機として発達障害という概念が認知され、翌平成16年には、発達障害者支援法が制定されまして、平成17年4月1日から施行されております。報告書でもこれを受けまして、発達障害が少年の事件の重要な要素になったということを記述しております。

また、2014年の佐世保の高一女子の事件も発達障害であったと記述しております。もちろん、報告書をよく読むと、発達障害のみが事件の原因であったとは断定しておりません。通告書には原因だったというふうに書きましたが、発達障害のみが事件の原因であったとは断定していないわけです。少年の事件の場合には、発達障害に加えて家庭環境の問題もあったと指摘しております。少年は、小児に対する異常な関心から、幼い子を連れまわし、駐車場ビルでいたずらをしていたわけです。もちろん、そのことも犯罪ではありますけれども、その時点では殺意はなかったわけです。少年は、そのいたずらをしていたその現場に防犯カメラがあることに気が付いて、そしてパニックになって短絡的に幼児をビルから突き落としてしまったということが実際の場面ですから、この事件には偶然性も大きいということが言えると思います。なお、家庭裁判所が発達障害と断定したわけですが、9月に断定したんですけれども、それはこの少年に対する措置を決めるためのものであって、事件の原因であるという意味の断定ではないと考えられます。しかし、全体的に読んだ感じでは、発達障害が事件の原因であるかのような印象を受けるので、少し違和感があります。というのは、もともと個人の能力や行動パターンには差があるわけで、それが個人差、あるいは個性と言われるもの

であると思えますけれども、そういった発達障害というものと、個人差、個性というものの境界は必ずしも明確ではないと思えますので、そういう断定が適当なのかどうかという疑問があります。

それと、発達障害の発現の仕方は多様でありますので、必ずしも犯罪に結びつく傾向が強いとは言えないのではないかと思います。まあそういう意味で発達障害をあまり重大視して捉えることは、逆に差別を生むという心配があり、私は適当ではないように思います。個性に応じた教育というものを志向している教育行政の立場からは、この報告書をどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

三点目ですが、この少年の事件及び翌年2004年6月の佐世保の小学生の事件を契機に、長崎県内では学校において命を大切にしようというキャンペーンが行われてきましたが、その効果は表れているのでしょうか。なかなか効果といっても、それは図りづらいものではありませんけれども、どのように考えておられるかお伺いいたします。

大きく二点目の成年後見制度についてであります。一つ、成年後見制度につきましても、平成26年の3月議会におきまして、これからこの制度の利用を必要とする高齢者が増えていくことが予測されるので、後見人の業務を行うことができる能力を有する人を増やすために、成年後見人養成講座を開催してはどうかという質問をしましたが、町長の答弁は、調査研究することでありました。しかしその後、その養成講座は実施はなされないままに推移してきております。今後のことを考えてみても、高齢者の単身所帯や、高齢夫婦所帯というものが増加していくことは目に見えておりますので、認知症状態で財産管理などを適切に行うことができないという人は増えると思えます。しかも配偶者も高齢化している、遠くに住んでいるというような人は、どうしても信頼のおける第三者における成年後見人に頼らざるを得ないわけです。したがって、成年後見人たる能力を有する人を増やすことが必要と思えますので、養成講座を実施する必要があるのではないかと思います。どうお考えなのかお伺いいたします。

これに関する二点目ですが、実際に成年後見制度を利用したいという人の立場に立って考えてみた場合には、どこにそういう能力を持っている人がいるのか、どこに問い合わせればいいのかというふうなことが分かりやすく

なっていることが必要であるというふうに思います。したがって、単に成年後見人の能力を有する人を養成するだけではなくて、養成講座の修了者のうち、希望者を登録しておいて公表する。または、必要に応じてあっせんをするというような仕組みをつくることも必要だと思われれます。そのような制度化についてはどうお考えかお伺いいたします。

大きく三つ目ですが、ねんりんピック長崎2016についてです。

①本年10月15日から18日まで、県内各地で60歳以上の方々を中心とした健康と福祉の祭典であります第29回全国健康福祉祭長崎大会、通称ねんりんピック長崎2016が開催されることになっております。これは、卓球、テニス、マラソンなどのスポーツ交流大会、グラウンドゴルフ、ボーリング、水泳などのふれあいスポーツ交流大会、それから囲碁将棋、健康麻雀などの文化交流大会、そして全国各地の伝統文化などを発表する、地域文化伝承館というような、幅広い内容のイベントが行われることになっております。スポーツ関係では、本年5月に県大会が行われて、派遣選手を選考することになっておりますので、本町からも派遣される選手が出るのが期待されております。また、地域文化伝承館には、本町からはひょうたん加工細工と押し花の出店及び日本舞踊とフラダンスの出演が決まっております。ねんりんピック長崎2016は、スローガンを長崎でひらけ長寿の夢・みらいとしており、高齢者の健康を増進し、かつ生きがいを見出すという意味で大きな意義を有するものであると考えます。したがって、本町としても参加者に対し、いろいろなかたちで支援策を考えるのがいいのではないかと思います。どうお考えかお伺いいたします。

二点目ですが、この大会は、今申し上げましたように、幅広い内容になっておりまして、本町近隣でも佐世保市ではテニス、ダンススポーツ、太極拳が、大村市では卓球、ボーリング、ラグビーフットボール、波佐見町ではインディアカが行われることになっております。このように、本町近隣にも多くの選手団、応援団が来られることになっておりますので、その選手団、応援団の本町宿泊施設への誘致に力を入れ、本町の観光振興に役立てるべきではないかと思います。どのようにお考えかお伺いいたします。以上、質問します。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長 町長。

町 長 3項目についてご質問をいただきましたが、まず私の方から2項目目、3項目目について答弁をいたします。

まず、成年後見制度についてのご質問にお答えいたします。平成26年3月議会において、田口議員から成年後見制度に関する質問をいただきまして、その時は今後、調査研究をさせていただきますとお答えをしたところであり、その後、平成26年に入りまして、川棚町障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定に取り掛かりましたが、この計画には障害者総合支援法に市町村が必ず実施しなければならない必須事業として定められました成年後見制度支援事業及び成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業として掲げたところであります。

この計画の策定にあたっては、事前調査としてアンケート調査を実施しておりますが、成年後見制度について知っていますかという質問に対し、名前も内容も知らないが36.6%、名前も内容も知っているが制度利用は考えていないが18.7%、名前を聞いたことはあるが内容は知らないが17.9%となっており、すでに制度を利用しているが1.2%、名前も知っており今後の制度利用を考えているが4.4%という回答結果でありました。また、平成27年7月には、長崎慈光園から施設入所者の成年後見人制度についてのご相談があり、住民福祉課、川棚町社会福祉協議会を含めたところで、これまで3回ほど検討会を開催しているところでございます。

田口議員のご質問のとおり、今後は認知症高齢者の増加や、知的障害者及び精神障害者で、ご自身も高齢となり、親、兄弟などの親族はいなくなるなど、親族後見人は減少しますので、この制度への影響は高まることが予想されると、このように思います。

また、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の方へ後見人をお願いする場合は、報酬の支払いが生じますので、身寄りもなく、所得もなく、財産もない場合は、この制度を利用することが大変厳しくなると思われます。したがって、田口議員と同じように、社会貢献の意識の高い地域住民を成年後見人とするための養成は必要であると、このように考えております。

次に、②の質問についてであります。アンケート結果からも分かりますように、本町では成年後見制度の利用者はわずかであり、成年後見制度の内

容等について、まだよく理解されていないようであります。今後は、障害福祉計画に掲げてありますとおり、成年後見人制度を必要としている方々の支援のためにも、東彼杵郡内三町で連携して市民後見人養成講座の実施について検討し、その後の講座修了者の登録や、この制度に関する相談窓口も開設するなど、広く住民の方に周知し、講座修了者の登録、公表制度も含めて利用しやすい環境を整えていきたいと考えております。

なお、この市民後見人の登録後の活動は、ボランティア活動であり、高い報酬は望めず、責任は非常に重いという課題もありますので、その点ではやりがいを感じられるような環境を整えることも大事であると、このように考えております。

次に、ねんりんピック長崎2016についてのご質問にお答えいたします。

まず①の質問についてであります。本年10月15日から8日間にわたり、第29回全国健康福祉祭長崎大会、いわゆるねんりんピック長崎2016が全26種目において県内12市3町の会場において開催される予定となっております。本町の高齢者も参加されることになると思われますので、参加者に対し、支援策を考えるべきではないかのご質問であります。スポーツ競技に関しましては、5月に出場をかけた長崎大会が開催される予定であり、競技によっては上位2チーム、ないし4チームが県の代表として決定されるようであります。また、開催地であります長崎県の伝統芸能発表や、作品展示等も開催されることになっており、本町からもダンスと日本舞踊の出場や、押し花とひょうたんが出品予定となっているようであります。この大会の目標には、元気で生きがいを育む大会、人と人とのつながりを結ぶ大会、未来へつなげる大会、長崎を感じてもらえる大会の4つが掲げてあり、県内はもちろんのこと、全国から多くの方がお見えになりますので、大変楽しみにしておられることと思えます。

そこで、本町といたしましては、高齢者が元気で生きがいを見つけ、多くの方々との交流を深めていただくよい機会でありますので、何らかの支援をしたいと考えておりますが、まずは5月に開催される長崎県大会を勝ち抜き、本大会への出場が決定し、また、芸能発表、作品展示にかかる諸費用等がある程度明確になった段階で判断をさせていただきたいと、このように考

えております。

②の選手団や応援団の誘致についてであります。ねんりんピック長崎2016の実施要綱によりますと、観客を含めて、のべ約50万人の参加者を予定しており、本町の近隣の佐世保市、大村市、波佐見町におきましても、卓球やテニスなど、7種目の競技が予定され、4122人の選手団が参加予定となっております。そして、これらの選手団の宿泊や移送については、その確保を確実にを行うために、ねんりんピック長崎2016実行委員会を組織し、競技開催地市町の宿泊施設を優先的に利用する方針で調整が進められているところであります。したがいまして、独自に選手団の宿泊先等を町内に誘致することは難しいと考えております。しかし、波佐見町や佐世保市では、選手団の数に対し、宿泊先が足りないと聞いておりますので、その場合は近隣市町の宿泊施設を利用することになっており、隣町である川棚町での宿泊を期待しているところであります。

また、応援団につきましては、その把握が難しく誘致が困難であります。応援団より宿泊等の問い合わせがあれば、積極的に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 田口議員の質問にお答えさせていただきます。その前に一つだけ確認をさせていただきます。通告文と壇上における発言でかなり違いがあったように感じましたが、通告文のとおりと理解して答弁してよろしいでしょうか。通告文に則って答弁させていただきます。

まず一点目ですが、議員ご指摘のように、教育と福祉と医療の連携は極めて大切です。そこで、川棚町教育委員会では、保育園、こども園、小中学校等の特別支援教育コーディネーター及び町の保健師や福祉施設のホープ等の協力を得て、コーディネーター連絡協議会を設置し、児童生徒の引継ぎのあり方等について研修を深めているところでございます。さらに、この連絡協議会において話し合われた事項が各園や各学校等において確実に実行できるようにするために、各園や各学校長等の代表者等で構成する特別支援教育推進会議を設置して、教育と福祉の連携を深めているところであります。

医療の連携、これは非常に難しいんですが、各学校において、医療施設に

通院している児童生徒については、教師をその医療施設に派遣して、その児童生徒の指導の方法等についてドクターから直接指導を受け、学校での指導に活かしているところです。あるいはまた、療育施設に通っている児童生徒もおります。そういった児童生徒については、職員をその施設に派遣し、その施設における指導のあり方等を教えていただき、そしてそれを学校の指導に活かしていくと、そういうふうにして連携を深めているところです。

次に二点目の質問についてお答えいたしますが、これは長崎県教育委員会が出した佐世保市内女子高生の逮捕事案等の調査検証報告書が、平成27年3月9日に出されております。この報告書を基にお答えをいたします。

議員の通告文によりますと、この事件の原因は発達障害としているというふうに書いてありますが、この報告書では事件の原因を発達障害としてはおりません。教育委員会としては、この報告書に則した、いわゆる県教委が発した報告書に則した教育を推進することによって、川棚町からこうした事件の加害者も被害者も決して出してはいけない、そう強く決意をしているところでございます。

次の三点目の質問にお答えをいたします。いのちを大切にしようというキャンペーンの効果は表れているかということですが、一定の効果はあっている、そのように考えております。川棚町では、こうした事件が発生しないように学校活性化事業を平成24年から実施しております。また、町内の学校では、特別支援学級を増設、あるいは通級教室の開設をして特別支援教育の充実に努めているところです。また、道徳教育の充実に力を入れております。こうした様々な施策の相乗効果により、効果が表れていると、このように考えるべきであろうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 それでは、ご答弁いただいた順序でちょっと再質問をさせていただきますが、まず一点目の成年後見制度についてですが、前向きにお考えいただいているというように受け止めました。しかも、本町で協力してやっていこうというお考えなので、非常によいのではないかというふうに思っておりますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。例えば養成講座もそういうふうに取り組んで、三町で連携して取り組んでいくというよ

うなお考えなんですけれども、どういうタイミングと言いますか、例えば28年度内に取りかかれるのか、もうちょっと時間がかかるのかとか、そこらへんはどういう感じでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。まず、田口議員の通告文を読んで26年3月議会に町長は調査研究するといったが何もされていないというようなニュアンスを受けたものだから、まずそうじゃないんですよと、障害者計画などを策定して、そしてこれまでいろいろ進めてきましたと。まずこれまでの経過について担当課長から説明させます。そしてその後、ただいまの質問についてもどのように進めているのか事務方の方で説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは、これまでの経過について少しご説明したいと思います。

26年度に入りまして、先ほども町長が申しあげましたように障害福祉計画に則りまして、計画に向けましてアンケートをしたという報告をしたと思います。それから、そうしているうちにですね、計画書が出来上がりました、三町同じように計画を年度が同じですので、同じように計画したんですけれども、その中で三町でなかなか単独ではこういう養成講座は専門的な部分もありますし、いろんな課題があるということで、単独では無理ということで三町で連携してというふうに計画書で掲げていますので、早急ということでございますけれども、専門的な部分も入ってきますので、それは着実にするためには少し時間がかかるかもしれませんが、少しずつでも進行させていきたいと思っております。

それから27年6月にですね、慈光園の理事長の方からですね、そういう知的障害やそういった方がたくさんいらっしゃる、その方々の財産とかがおありなんだろうけれども、ご本人も高齢ということで、親族の方も高齢になっていらっしゃるの、なかなか財産管理が難しいという相談がありまして、できれば町の方で後見人制度を利用して後見人となっただけないだろうかというような、そのようなこともお話がありまして、最初聞いたときには難しいなということもありました。それから2回、3回と担当の社会

福祉係の方ですね、社会福祉協議会と交えて勉強と言いますか、少し勉強会みたいにして実際行ってまいりました。こういうボランティア精神とか、社会貢献の意欲が高い方を養成するということではありますけれども、実際にその方達がもし養成講座をして、後見人になった場合に責任が重いということもありますので、よほどのことがないと後見人というのは、その方達が亡くなったり、やむを得ない事情で辞任をしない限りはずっと一生続くということになりますので、なかなか大変なところがあります。これからは、先ほど言いました東彼杵郡内三町で連携してというふうに計画書に掲げておりますので、それにしたがって少しずつでも勉強会を、こちらの行政側としてももう少し研究をしないといけないところもありますので、できるだけ前向きにと考えております。今のところ、いつまでにといいことはないんですけれども、計画の年数にも限りがございますので、それに向けて検討していきたいと考えております。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 慈光園云々のことは深く突っ込むのはここでは避けたいと思います。それで、今課長の答弁の最後の部分にちょっと出てきておりましたが、先ほどの町長の答弁で成年後見人も報酬は少ないうえに責任は重いということで、やりがいを得られる環境を整えたいというようなご答弁がありましたので、そこはどういうふうなことを想定しておられるのかをお伺いします。

議 長 町長。

町 長 先ほど言いましたように、非常に責任が重い、しかしそう収入にもならない、あくまでもボランティア活動だということでもあります。そこで、県内で長崎市だけがこの事業に取り組んでおまして、他の市町では取り組むことができるのか、しかし先ほどから田口議員がおっしゃるようにこの需要は高まってまいりますので、私としては積極的に取り組んでいきたいと思っております。そういった中で町独自ではたぶん需要、そういった後見人になりたいという方の数が限られていると思いますので、そういった中で取り組んでいきたい。そういった中で先進地などを調査して環境の整備に努めたいということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 それで次にねんりんピックに関してですね、選手団の宿泊関係は実行委員会で調整しているので、独自に働きかけて誘致は難しいという答弁でありましたけれども、その実行委員会、あるいは佐世保市、波佐見町、大村市あたりに働きかけてですね、なるべく川棚町の方にとという働きかけはできるのではないかと思いますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。国体の開催の時でもそうでありましたが、川棚町には宿泊施設が何カ所かございますので、すでにそういった働きかけはいたしております。そういった中で、県の実行委員会では地元、そして近隣市町での割り振りがあるのではないかと、このように期待はいたしております。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 最初に戻りまして教育関係の二点目に申しあげました発達障害云々のことですけれども、実は、この長崎新聞の検証会議においても佐世保市の高一女子事件について検討し、触れているわけですが、先ほど教育長が言われたのは、県教育委員会の検証報告書のことを言われたわけでありますので、念のためというか、私自身、詳しく県教委の検証報告書を十分検討しておりませんので、概略、どのようなポイントの報告書なのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 この報告書のポイントは大きく三点あると考えています。

一点目は、まず情報を全職員で共有する、そして、組織体として取組みを推進していくこと。要するに担任一人任せにしないとか、分かりやすく言うとそういうことになります。

二点目、児童生徒等の進学等に関して、引継ぎを確実に行うこと。

三点目、福祉医療等との連携を密にすること。

現在、川棚町ではこういった報告書で取組みを推進しているところがございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 今言われたのは、結論というか、こうあるべきというような結論的なポイントが三点だったと思いますが、原因分析などはどのようなこ

とがされているのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 この佐世保高一事件ですね、この事件のポイントは小学校の給食の異物混入ですよ、その時点でしっかりした対応ができていたかというのが一番のポイントだと思います。したがって、我々が参考にすべきことは、こうした議案が起きたときに、適切に対応していくと、ただ今回の佐世保市の場合には、保護者等の問題もあって、そこらあたりが非常に難しいというようなことは言われておりましたですね。ただ、やっぱりそういった問題があったにしても、どういう取組みができるかということを経験としてしっかり考えて取組んでいくということは非常に大切だろうと考えているところではあります。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 そうしますと、きっかけがあるけれどもうまくつかめなかったというか、最初の対応がうまくできなかったというようなことであろうかなと思いますが、それは結局、長崎新聞の報告書も同じような分析になるんじゃないかと思えますけれどもね。そこでちょっとこれは、やっぱり発達というんですかね、人それぞれに情緒とかですね、知識とかの発達の差が出てくるというのは、当然あり得ることだし、やむを得ないことだと思うんですが、見解を聞きたいんですが、発達のそういった子どもの差が出てくることについての昔と今の差というのはあり得るのではないかと。すなわち、なぜかと言うと、今の方がはるかに情報が多い。子どもに入ってくる情報が多いですよ小さい頃から。そうすると、そういったものが子供の情緒に影響するということはあるのではないかとこのように思われるんですが、例えば、赤ちゃんの時から野山のせせらぎを聞いて育ったのと、ネットでがん情報が入ってくるのではですね、かなり違うのではないかと。子どもの脳の発達の仕方が違うのではないかと思われますが、そこらへんについては何か見解はありませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 田口議員の質問がよく把握できないんですが。というのはですね、障がいと発達障害についての質問なのか、あるいは発達障害を抜きにした質問なのかというのがよく分からなくて、例えば一般的な話でいきます

と、今問題になっているのはテレビに任せっぱなしの子ども、これは言語の発達とかが遅れると言われていていますね。それと脳の機能障害、いわゆる広汎性機能障害とかありますけれども、そういったものとの関わりは私は専門ではございませんので、そこはちょっと答弁は難しゅうございます。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 それではですね、おそらくそれは医学的な判断とか、そういうことになるんだろうと思うんですね、念のために教育面からどうかと思って聞いただけです。

それですね、三点目に申し上げましたいのちを大切にというキャンペーンですが、もちろん一定の効果があったということではですね、それはそうかなと思いますし、そもそも効果って何なのかと分かりづらい面があるかと思えます。もし、このキャンペーンを10年間してこなかったらどうなっていたのかというのは、全然わかりませんからね。ただですね、私が今こうやって取り上げるのは懸念があるというのはですね、そういういのちを大切にという言葉そのものが、単なるスローガンの的に流れていないのかなというふうな感じのことを思うわけです。本当に、みんないのちを大切にしようという真剣な気持ちで、先生方も子ども達も真剣な気持ちでそういうことを言っているのかなというのをですね、まだ疑問に思ったりするんですが、それは先ほど社会環境のことを言いましたけれども、結局、このことについても社会の環境が大きく影響していると思えます。というのはですね、私の意見になりますけれども、今日本ではですね、今日も生きている、明日も生きているのが当たり前とっと思っていますよ、ほとんどみんなが、大人も子どももですね。しかし、世界を見れば今日生きているかどうかが分からない。明日自分が生きているかどうかが分からないというのが世界の大きな、特にアフリカとか中近東とか、そういうところを見ればですね、生きていること自体の真剣みが違うのではないかというようなことを私は思うんです。日本でも70年前の戦争の時まではですね、まさにその今日生きているか分からない、そういうふうな生きていることの偶然性というか、生きていることの真剣さというのがかなりあったと思うんですよね。そこらへんが今はみんな分からないんじゃないか。むしろだから世界に目を向け、あるいは歴史に目を向けて、そういう生きることの真剣さをもっと真剣に教えるべきじゃないか

ということを思うわけです。このいのちを大切にしようというキャンペーンも表面的にスローガンに流れていませんかということ指摘したいわけなんですよ。そこらへんをちょっと考えをお聞きしたいと思います。

議 _____ 長 教育長。

教 _____ 育 _____ 長 議員がおっしゃる趣旨はよく分かります。それは我々教育に携わる者は常に心して取り組まなければならない。そういうふうに思っています。

2 番 田 口 終わります。

(1 3 : 4 6)

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

(1 3 : 5 5)

議 _____ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 みなさんこんにちは。議席番号4番堀田一徳です。二問質問をいたします。

一問目、次世代農業者の就農支援策について質問をいたします。農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増している中、農業従事者の高齢化や農業の担い手の減少により、担い手の育成、確保が重要な課題となっています。就農希望者の多くは、農業経験が少なく新規就農するために必要な農業に関する知識、技術が不十分であります。新たに農地や施設を取得して農業を始めるために、きめ細かな支援が必要と考え、次の点を尋ねます。

一点目、新規就農支援策について、本町のホームページには載っておりません。町のホームページや広報誌に分かりやすく表示できないか。

二点目、就農するための農地、施設、住居の貸し出しができないか。

三点目、国の政策では、青年就農給付金の資格年齢は45歳未満となっているが、45歳以上でも給付できるよう本町独自で取り組めないか。

四点目、就農の支援をするために、県新規就農相談センター、JAとの連携はどうなっていますか。

二問目、本町のPR動画製作を。

現在は、誰でもどんなときでも自分の町、自分の仕事、自分の生活などを日本全国、世界各国に情報発信することができ、それをうまく活用して各自自治体がPR動画を製作しています。本町の魅力を発信するPR動画を製作し、本町への移住促進につなげられないか尋ねます。以上、二問質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ただいま堀田議員から二項目について質問がありましたのでお答えをいたします。

まず、次世代農業者の就農支援策は、についてのご質問にお答えします。

このご質問では、4項目について質問いただいておりますので、まず①の新規就農支援策について町のホームページや広報誌に分かりやすく表示できないかのご質問であります。新規就農者の支援策については、国の青年就農給付金や県の就農支援制度があります。これらの支援策における平成28年度の助成制度については、現在、具体的な内容については明確になっていない状態であるため、お知らせをできる状態になった場合は本町のホームページへリンクを貼るなどの方法で掲載をしたいと考えております。

次に、②就農するための農地、施設、住居の貸し出しができないかのご質問についてであります。農地、農業施設については、本町が所有しているものはありませんので、残念ながら貸し出しすることは不可能でございます。また、住居に関しては、公営住宅を管理しておりますので、空き室がある場合は入居条件をクリアすることにより入居いただくことは可能であります。

次に、③国の政策では、青年就農給付金の資格年齢は45歳未満となっているが、45歳以上でも給付できるよう、本町独自で取り組めないかのご質問であります。青年就農給付金制度は農業技術者等の習得のための研修の期間や農業を始めてから経営が安定するまでの所得確保を支援する二つの制度があり、いずれも45歳未満が要件となっております。本制度は、すなわち農業についての学習を行う期間、作物を収穫して出荷するまでの期間の農業の経費や生活費のつなぎとしての給付金制度となっております。農林水産省では、基幹的農業従事者の平均年齢が66.5歳と高齢化が進展してお

り、持続可能な農業を実現するためには、現在、年間1万人程度の青年新規就農者を倍増となる2万人の水準へ向上させていくことが必要とされており、本制度が創設されております。このように本給付金の未来は、農業従事者の若返りのための制度であることから、年齢要件を引き上げることは、制度の趣旨にそぐわないものと思っております。したがって、本町独自の給付制度を新たに設けることは考えておりません。

最後に④の就農の支援をするために、新規就農相談センターやJAとの連携は、とのご質問であります。新規就農者への支援は、長崎県新規就農相談センター及び分室として長崎県農業会議、また長崎県地域就農支援センター等があり、JAでは営農センターが就農に関して指導をしており、それぞれの機関と十分な連携をとり、新規就農者への対応を行っておるところであります。

次に、本町のPR動画作成を、とのご質問についてお答えいたします。

議員ご質問の自治体のPR動画の作成については、全国の自治体において近年盛んに作成されており、ユーチューブなど、ネット上に公開する場合、投稿は無料であり、評判をとれば国内だけでなく国外にまでも果てしなく拡散していくものであり、自治体PR戦力としては注目を集めているところがあります。移住促進PR動画として有名なものとしては、宮崎県小林市のンダモンタン小林があり、これはフランス人の視点を通して小林市を紹介するもので、語る言葉はフランス語と思いきや、実は地元宮崎地方の方言であったというもので、平成27年8月の公開以来、アクセス回数は180万件を超え、このPR動画のヒットにより小林市の移住促進サイトの閲覧者が8割に、空き家バンクの閲覧者が10倍に増え、製作した広告代理店によると、広告費に換算して約10億円の効果があったといわれているようであります。また、隣の波佐見町においても、今年1月に波佐見町は永遠の輝きと題したPR動画を作成し、新聞等において大きく取り上げられ、アクセス回数も1万7千件を超える状況であり、波佐見町をPRするうえで大きな成果があったのではないかと考えられます。傾向といたしましては、PR動画の作成は広告代理店や映像製作会社に委託して製作される例がほとんどであり、それぞれのアクセス数を集める動画はほぼ例外なくそうした製作会社の手によるものであり、製作費も数百万円以上かかる例が多く、多数の出演者、音楽

の製作、ダンスの振り付け、コンピュータグラフィックなどを伴う場合、製作費がおよそ1千万円を超えるものもめずらしくないと言われております。反面、多額の経費をかけながら注目を集めることもなく、閲覧件数も伸び悩み費用対効果の面で思わしい成果が上がるとは言い難い物件も多くあるようであります。波佐見町の場合においては、製作費に300万円を用意したとありますが、製作は地元出身のプロの映像クリエイターによるものであり、地元出身の役者に出演してもらうなどの対応により通常よりも格安の製作費であったと聞いております。

本町の場合、厳しい財政状況の中、単独事業で町のPR動画に多額の経費をかけることは難しいものもありますが、PR動画により川棚町の良さを発信し、川棚町の知名度を上げること、川棚町に関心を持ってもらい移住を促すことは重要な施策の一つであると、このように認識しておりますので、製作費を抑えた他の自治体のPR動画の製作の例がないか、あるいは既存の動画の組み合わせや編集などにより、効果的なPR動画を製作することができないか費用対効果の面を十分に踏まえながら他の自治体の例などを調査研究しながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 最初に町のホームページや広報誌に分かりやすく表示できないかという項目からいきます。

今現在町のホームページを見ますと、どこをクリックしても就農支援策あたりの項目はないんですね。もっと分かりやすく、例えば川棚町で農業を始めませんかという項目を作っていて、その中に川棚町の地域農業の特長とか、あるいは自然条件、あるいは就農希望の方へということでメッセージを書いていたり、あるいは農業の体験、研修とか、そういった取り組み状況あたりを載せることによってですね、都市部からの農業をやりたいという人の一つの見の情報発信の場と思うんですよね。そういうことで、そのホームページにですね、川棚町で農業をやってみませんかというふうなことは書くことはできないですか。さっきの答弁では、まだあまり長崎県のあれが決まってないからそういうことは載せられないということでありましたけど、ただ、川棚町で農業をしてみませんかということで、今言ったような項

目を書いてアピールすることはできませんか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。まず、質問にあったことに関しましては、国の事業、県の事業がまだ新年度で定まっていないので、それについてはホームページで紹介することはできないと申し上げました。

そして、それが決まったならばホームページへリンクを貼るなどの方法で掲載したいと申しておったわけであります。

そして、平成28年度からまち・ひと・しごと創生総合戦略を取組んでまいりますので、この戦略の中にもそういったことを進めていきたいというふうに考えておりますので、今後、堀田議員が期待できるような内容になるか未知数でありますけれども、極力そういった方向で進めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 国、県の意向が決まってないとおっしゃいましたけれども、こういった新規就農者を育てる制度がありますよね、新規就農制度と言って。こういった一人当たり年間最大120万円とか、あるいは青年就農給付金は一人当たり年間最大150万円、これは準備型ですよ、最初は研修とかするときが期間が最長2年間であります。それから、経営開始型と言って、ある程度計画を立てて農業をすることで一人頭年間最大150万円、これは最長5年間というふうに、国の農林水産省から出ていることですので、こういったものを書いてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 事務的になりますので担当課長に答弁させたいんですが、あえて私が答弁いたします。

まず、今話題になっている新規就農者への支援策については、これは国や県の制度であります。したがって、町といたしましては、自らがその制度をPRするということは考えておりませんが、町のホームページを開いたら、今議員がおっしゃるようなそういった支援策があるということで、県のホームページにリンクを貼るようなことにすれば今後その問題は解消いたしますので、さっそくすることにいたします。以上です。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 県のあれにも新規就農とか全部出ているわけですね。長崎県で農業を始めませんかということで項目できれいに書いてありますので、それは今町長がおっしゃるように、ホームページ上で新規就農、あるいはさっき言いましたように川棚町で農業を始めませんかという項目を一回書いてもらって、そこで県の就農給付金ですね、そういったものにずっとリンクするようなあれをさっそく作ってもらってしていただきたいと思います。

次に、就農するための農地、施設、住居の貸し出しができないかということですので、確かに新たに農地を求めるということは大変難しいと思います。ましてや農業を知らない人が農業をやってみようということになりますと、やはり土地、あるいは作物からいろいろなことを考えなくちゃいけません。農地も耕作放棄地あたりはやっぱりいろいろ準備かれこれが大変と思いますけれども、例えば、水田あたりが耕作をされなくて、自己保全管理ですね、草刈りだけを行っているような農地あたりを借り上げていただければですね、そういったところで準備していますよというようなことを、先ほどのホームページでもいいですけども、そういったところに準備してますよというようなことを書いてしていただければ、また違うと思うんですね。施設も今度のまち・ひと・しごとの中でチャレンジ農業ですかね、チャレンジ農業でするようになっていきますけれども、ハウスのリース事業ですかね、そういったものを活用して、そういったものもきれいに載せて、チャレンジ農園リース事業というのを計画をされておりますけど、農地や施設をリースし、ということで書いてありますけど、これも試験的に農業経営に取り組んでもらうということで計画をなされているようであります。これもやはり農業をですね、新たに始めるときには、生活がかかりますので、最低でも300万円を目標にというような収入がないと農業として成り立たないわけですね。そうすると、やはり一番手っ取り早くするのは、施設、ハウス、そういった面積的にしても1,500坪、3反ぐらいの用地がないとだめなわけですね。そうしないと、新たに研修をされて、農業をするとなるとなかなか難しいと思います。そういうことで、このチャレンジ農園リース事業というのがありますけれども、これは町長の施策説明ではアスパラガスのことを書いてありましたが、そういったことで計画をなされているわけですか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。前段が長くてちょっと最後の方の質問がよく理解できなかつたんですが、まず、先ほど来、議論しております、いわゆるPRの新規就農者に対する支援の問題については、先ほど言いましたようにこれは国、県の政策でありますので、町のホームページに農業振興についてということで一つ項目を設けて、そしてそこをクリックすると県の施策にリンクできるというような体制づくりをしていきたいと思っております。それでさっそく28年度の事業が分かり次第、それは進めていきたいと思っております。それでご理解を賜りたいと思います。

それから、農地の貸し借りについてのご質問でありますけれども、これは以前も申し上げましたように、実は農業委員会で毎年農地の遊休農地の調査をされておまして、その遊休農地の所有者に対しまして、貸したいのか、貸したい気持ちはあるのか、あるいは現在の状況で保存をしたいのか、あるいは転売したいのか、そういった調査が毎年行われております。そういったことで、この農地の貸し借りについては、農業委員会の方で所管をされておりますので、そういったご理解をいただきたいと思っております。

それから、一番最後にチャレンジ農園のリース事業についてのご質問でありましたが、アスパラガスについてはそういった具体的な話も上がってきておりますので、施政方針の中で述べておりますけれども、これはアスパラガスに限らず、他の施設園芸であるとか、あるいは水稻であるとか、そういったことは対応してまいる所存でございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 ありがとうございます。次に、三番目、青年就農給付金の資格年齢が45歳未満となっておりますが、その45歳以上ではもう該当しないわけですね。しかし、本町独自として、46歳でも該当しないわけですね。そうすると、一歳差ぐらいではと思うんですけども、国の方針ですのでそれはできません。それで、やはり45歳以上あるいは50歳から始めても、今の年齢、元気な人で80歳まで生きたとして30年間農業をされるわけですね。そうするとやっぱり、その間のいくらかの支援金があってもいいと思うんですよ。あるところの町ではですね、就農を1年経過したときに10万円、2年経過したときに10万円、3年経過した時に10万円、合計3

0万円を補助するというふうな施策も出ております。そしてまた、研修をしたときに、例えば研修先ですね、農家に1日、町内の農家でも構いませんけれども、その3年間そういった研修を受け入れたときに結局20万円、研修終了後に20万円支給するというふうなことです。だから、こういうことである程度の45歳以上の方に、このぐらいの金額あたりを補助することはできませんか。確かに、町長がおっしゃるように財政が厳しいとおっしゃいますので、あまり金目のことは言いたくないですけれども、このぐらいやったら大丈夫かなと思うんですけどどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えいたします。まず今、議論の対象になっております次世代農業者の支援策についてでありますので、これについては議員がご質問になったように、国の政策が青年就農給付金が制定をされておまして、この資格が45歳未満となっております。この45歳未満と制限がなされたのはなぜかということにつきましては、先ほど冒頭答弁いたしましたように、やはり農業後継者が高齢化していると、それを少しでも若返らせることが必要であるということから、この制度が設けられ、しかも年齢制限が加えられたわけであります。したがって、その年齢を撤廃して、しかも町独自で財源もないのにそれを新設するということは、到底不可能でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことで、財政がないということですので、無理には言いませんけれども、本来ならば人間が20人も30人も新規就農で来るわけではありませぬので、だいたい1年に1人か2人ぐらいだと思っておりますけれども、そのぐらいやったらこう出されんかなという気もするわけですが、まああの、財政で大変ということですので、それ以上は言いません。

それから、4番目の就農を支援するために、県の新規就農相談センターとかJAとか、先ほど答弁の中では連携をされているということでございます。前も新規就農でされたと思うんですけど、平成24年からですね、県の方で専任の就農相談員というのができています。そういった方との連携ですね、そういった就農をするための相談があったときに、そういった方との連携は行っていらっしゃるのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。4つ目のそれぞれの機関の連携については、先ほど連携は図られているということで答弁をいたしておりますが、細かいことにつきましては、担当課長の方で答弁をさせますので、ただいまの就農相談員等の連携について農林水産課長から答弁をさせます。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 就農相談員制度についてということでお尋ねですけれども、現在、私手元の方で長崎県の就農支援制度というパンフレットを持っておるんですけれども、そこではですね、まずは就農相談をするときには、相談窓口に来てくださいということで、その窓口としては長崎県新規就農相談センター、各地域の就農支援センター、そういうところにまず来ていただいて、相談のきっかけを作るというような制度になっておりまして、その中で、就農相談員という表示は特にはないんですけれども、センターに設置されているものではないかと思っております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 やはり農業でそういった新規就農あたりをする方にはですね、やはり本町の農業に関心を持っていただけないといけないと思うんですよ。そういうことと、やっぱり一番最初に言いましたように、就農支援の情報発信が一番大事だと思うんですよ。そういうことで、さっそく28年度から進めるということですので、ホームページのきれいな、農業支援についてということで、載っていることを期待しながらこの問題を終わらせていただきます。

次に二問目、本町のPR動画製作をということで質問をいたしましたけれども、町長は波佐見町のPR動画をご覧になりましたか。

「は い」の発言あり

6 番 堀 田 感想は確かに1万7千回再生されております。確かに、それを見て、本町でもこれはできると町長は思われましたか。

議 **長** 町長。

町 **長** 波佐見のPR動画を見たのは、スマホの画面で見ましたの

で、あまり小さくて、しかも動きが速かったもんですから十分理解をしておりません。ただ、若者が出演をしております、波佐見町のPRにはなったんじゃないかと思えます。しかし、それが即定住促進につながるかということについては、必ずしもそうじゃないんじゃないかなとか、あまり期待できないんじゃないかなとか、そういう思いを持ちながら見たところであります。そこで、川棚町でもあの程度だったらできるのではないかのご質問ですけれども、金をかければかなりいいものが波佐見町以上に川棚町の場合は、そういったPRする材料がありますので、立派なものができると思えます。ただあれも、波佐見町で300万円以上かかったという話でありますので、これについてはできるかできないかということではなくして、どうやって川棚町の良さを発信できるか、そういったものを今後検討していくべきではないか、そういった視点で動画を見たところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 この前、川棚小学校の子ども議会があったときに、子ども達の質問の中で、作ってみませんかという質問がありましたけれども、あの時は川棚町のみステリアスな状況を題材にして何か作っていただけませんかということでしたけれども、その時町長は、製作は考えていませんが参考にしたいというふうな答弁をなされておりましたけど、やはり町長が、じゃあ私がやってみましょうということでトップダウンされると、結構できるような感じがするんですけど、結構、川棚町でもビデオ製作会社、あるいはそういった募集をすると、ボランティアで参加するような方がいらっしゃると思うんですね。先ほど町長がおっしゃいましたように、川棚町には題材がいっぱいあります。そういう中でしていくと、いろいろな要素を取り入れてですね、できると思うんですけど、やっぱり町長のやる気だと思いますけれどもどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。と言いながらも、大変答弁に困っております。

実は、この議場というのは、一般質問では政策についていろいろご提言をいただき、そして私の考えを申し上げる場だと理解をしておりますが、町長

の想いでどうにでもなるんじゃないかというような発言がありましたが、必ずしもそうではないと思います。それはこれまでも私としてはしたいけれども、いろんな問題があって、特に財源の確保の厳しさというのがあるってできないということをこれまでも申し上げております。したがって、今、堀田議員は、町長がそういうふうにかえたら、トップダウンですべてできるんじゃないかというような発言をされましたけれども、決してそうではないということをご理解いただきたいと思ひます。そして、壇上での答弁の最後に、この件については、他の自治体の例などを参考にしながら今後、調査研究をしたいと、このように申し上げておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 分かりました。確かに財政面で厳しいということは重々承知をいたしております。確かに、町長のトップダウンでできるということは、失礼な言葉やったとかもしれませんが、やはり、こういった問題もですね、確かにPR動画というのは、今流行りと言えれば流行りかもしれませんが、やはり各自治体をPRするうえでは一番大事だと思うんですね。いろいろな面でPRをしていくべきだと思うんです。そういう中でもやはり先ほども農業のところでも出ましたけれども、ホームページあたりをもっとですね、更新をされまして、本町をですね、PRしていくような情報発信をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

(1 4 : 3 3)

議 _____ **長** 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 7番堀池浩です。本日は、二項目の質問を行います。

一項目目は、基金の運用についてです。厳しい本町財政の中、日本経済は初の日銀マイナス金利に加え、急激な円高と株安となっている中、今後の資金運用収支の大幅減少が予想されます。貴重な町の財産である基金の運用の在り方について尋ねます。

現在、基金を運用している年利の状況は、金融機関定期預金で0.025%から0.075%、有価証券では、地方債0.184%から0.749%、利付国債では1.4%から1.5%で運用されております。ただ、基金残高23億円のうち、利回りが高い有価証券での運用が7億4千万円と3

2%の割合となっています。来年度中に、定期預金、有価証券の満期日が到来するものが多くありますが、町民の大切な財産を預かっており、その運用収入の増減のためには、よりベターな運用が必要であると思います。

国債を中心とする有価証券の運用割合を50%以上に引き上げる考えはないかお尋ねいたします。

二項目目は、林道の維持補修についてです。町有財産である林道の維持補修については、主に林道利用者、林道に接する山林使用者で行っているところですが、地元の山林所有者等の高齢化で高所作業ができず、また、鳥獣被害としてイノシシによる山腹崩落で水路や溜樹が土砂で埋まってしまい、排水が舗装された林道を越えており林道が荒れている状態であります。

本町所有の林道12本のうち、車道1級、2級で延長が長い4路線については、せめて2年に1回の補修ができるように維持補修の路線の選定につき、ローテーションを組むなど、定期的な整備ができないかお尋ねいたします。以上、2項目質問いたします。ご答弁よろしく申し上げます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀池議員の質問にお答えいたします。

まず、基金の運用についてのご質問であります。基金の運用につきましては、地方自治法第241条にその定めがあり、同条第2項で条例で定める特定の目的に応じ確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。また、地方財政法第4条の第3、第3項で積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買い入れ等の確実な方法によって運用しなければならないと定められております。

本町においては、平成14年4月からのペイオフ解禁に対応するため、川棚町公金の管理運用に関する基本方針を同年3月に定め、基金運用について川棚町公金保護対策委員会を設置し検討を行い、平成17年度から国債、地方債で基金全体の25%程度の運用を行うこととして今日に至っております。

なお、現在は基金の取り崩しを毎年おこなってきておりますので、30%程度の比率となっております。全国の運用状況を見ますと、総務省の地方財政統計年報の平成25年度では、都道府県平均で9.5%、市町村で12.4%となっており、本町においては、決して低い運用割合ではないと、

このように認識をいたしております。議員ご質問の国債5年物を中心とする有価証券の運用割合を50%以上にとのことですが、運用できる余裕ある資金があれば、国債、地方債で運用したいわけでありましたが、基金繰入金平成25年度当初予算で1億8千万円、平成26年度で当初予算額2億6千万円、平成27年度においても当初予算額2億4千万円であり、このこともご理解をいただければと存じます。

なお、果実運用型の基金、すなわち利子で事業を行う人づくり文化スポーツ振興基金は、国債を68%、地域福祉基金は76%の割合で運用をしているところでございます。また、5年物国債を中心にとのご提言でございますが、2月16日からの日銀のマイナス金利政策により、安全資産とされる国債に買いが入り、金利が下落しているところで、5年物国債でマイナスの0.15%、10年物国債でも0%付近で推移している状況であります。ある証券会社では、5年物国債は今のマイナス金利が一年以上続くものと予想いたしているところでもあります。したがって、短期の債権を購入する際には、マイナス金利となることがない地方債が中心となるものと当面は考えております。

次に、林道の維持補修についてのご質問にお答えいたします。お尋ねの林道4路線につきましては、猪乗線は1級で延長が4,658m、岩屋線は2級で2,367m、虚空蔵線は1級で5,390m、そして、小田平線は3級で3,554mと林道台帳へ登録しているところでございます。

林道の維持補修については、極力地元において伐採作業をお願いしているところでございますが、議員がご質問のように作業を行う地元の方々の高齢化やイノシシ等による鳥獣被害により、林道側溝内に土砂が堆積しているなど、管理が十分行き渡っていないことは十分承知をいたしております。平成27年度予算では、草刈り等の経費として120万円、補修等のための工事費として20万円の予算を確保して対応したところであります。議員お尋ねの2年に1回のローテーションを組むなど、定期的な整備ができないかのご質問であります。林道を通行する際の危険性など、現状の状況を判断の上、優先順位を設定し、維持管理を行うことが必要であると思っておりますので、これまでどおり必要性に応じ対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 最初の質問の基金の運用についてですけれども、確かに平均から見ると、有価証券の割合は高くなっているかもしれませんが、ただ、有効な基金の財源、まだ半分も活用されていない。先ほど、取り崩し等の話がありましたけれども、例えば、役場庁舎、ここが一番大きいんですけれども、7億6千万円、そのうち2億4千万円は有価証券と。役場庁舎で私もまだ議員になりまして1年なので役場庁舎建設の計画等は聞いておりませんが、おそらく3年、5年はまだ必要ないんじゃないかと、そういうところをまず活用できないかと。また、土地開発資金で3億6千万円ありますと。そのうち1億が有価証券で、2億6千万円は定期性になっているというかたちがあります。そのへんで、土地開発で1億、あるいは役場庁舎の方で3億ほど有価証券の方に繰入、有価証券で運用できれば少しは違うんじゃないかなというのが私の想いですけれどもいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 今堀池議員から再質問をいただきましたが、基金の運用につきましては、地方自治法、その他の定めによって会計管理者が務めることになっておりますので、これからの質問については会計課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 会計課長。

会 計 課 長 堀池議員から具体的に2つの基金の名前を挙げられまして、運用割合をもっと高くということですが、庁舎基金につきましては、役場の建設の時期というものが、例えば10年とか20年先というようにはっきり明確になっておれば、そういう運用の割合を上げることも可能ですが、2、3年のうちということとか、5年以内ということになると、どうしても長い期間での運用ができないということになりますし、土地開発につきましても土地開発基金で用地を取得するタイミングの問題とかが発生するのが、いつになるか見当がつかないということもございまして、とりあえず庁舎、それと土地については先ほど議員言われましたような金額の割合で国債等を運用しておりまして、その中で仮に満期前に取り崩しをせんといかんということになりますと、財政調整基金とか減債基金で入れ替えをしまして、庁舎なり土地の方を現金化するというところで、全部は受け皿に

なる減債基金、財政調整基金がないということで、土地、庁舎の運用割合は今のような割合で運用をさせてもらっておるということでございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 この役場庁舎基金、これが先ほど言われました2、3年のうちに予定というのはあるんですか。私は聞いたことがなかったものですから、希望はあるかと思うんですけれども教えていただければと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えします。今関連して役場庁舎の建設の時期についてお尋ねがありましたが、これは私の選挙公約の中で、この2期目の任期中に方針を示したいということで発言をしております、議員各位もご承知だろうと思います。そういったことから、あと2年数カ月の任期の中で、その方針を明確に示さなければと思っておりますので、そういったことも勘案しながら会計管理者として庁舎建設基金の運用をしているところでありますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 あと、選挙公約で後2年数カ月の間に方針を示したいと言われたんですけれども、方針を示されて具体的に資金が必要になるのは、そんなに早く必要になるのかなと私は疑問に思います。まず、庁舎の計画を認可を受けて、設計になり、建築になっていきますので、せめてその間でも3、4年ぐらいはあるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。方針を決めれば3年も4年もという期間を経過することなく事業は進めなければと思っております。以上です。

7 番 堀 池 2問目の質問にいきます。

議 長 堀池議員。挙手をして発言を求めてください。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 林道の維持補修についてですけれども、私も10日前に林道を回ってまいりました。虚空蔵線、岩屋線の方は、確かに登山道もあるためによく手入れが入っていたなと思います。ただ、猪乗線に関しては、車道が2級なんですけれども、軽車両が通るのも厳しいかなと。しかも、水路の方

がほとんど埋まってしまっているという状態です。ここが、そのまま放置されると大がかりな補修が必要になってきます。そういう費用から考えると、やはり2年に1回、毎年されているところは除いて2年に1回ぐらいのローテーションで大きな補修が要らないような、そういう予算が組めないのかなという思いはしますけれども、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。林道猪乗線は、1級として林道台帳へ登録いたしております。そこで、議員のいわゆる質問につきましては、2年に1回のローテーションを組んで定期的に行うというようなご提言でありますので、私としてはそうじゃなくして現状を確認しながら、危険性などを優先すべき順位を決めて、そして実施をしていきたいと、このように答弁をいたしております。したがって、林道猪乗線について、今議員も先日現地を視察されたということでもありますので、新年度予算で早急にそういう状況であれば対応しなければと、このように考えております。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 特に猪乗線、山林もかなり出てきていました。車も本当に通行が危ない状態でしたのでよろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

(14:54)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

(15:05)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、山口隆議員。

1 番 山 口 1番、山口でございます。川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略について町長にお尋ねいたします。

少子高齢化に伴う人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、平成26年11月に国で制定されたまち・ひと・しごと創生法を受け、本町でも平成27年12月に川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定

されました。それによると、安定した雇用を創出する。新しい人の流れを作る。若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るという4項目の基本目標が設定されており、この目標達成に向け、平成28年度から総合戦略が本格的に実施されるものと思われます。本町の人口減少に一定の歯止めをかけ、将来の町の活性化のためにも官民一体となり、まち・ひと・しごと創生総合戦略に積極的に取り組む必要があると思われます。総合戦略について、以下の四点について尋ねます。

一番目、先行型として取組まれたプレミアム券の発行、そして取組み中である婚活事業等についての総括や評価はなされてきたのか。

二番目、総合戦略にかかる施策は、国、県の交付金で実施されるものと思われるが、交付が決定されたのか。

三番目、総合戦略の施策は多岐にわたり項目数も非常に多くございます。すべて同時に取組むのではなく、施策の緊急性や重要性による優先順位をつけ取組む考えはないか。

四番目、平成27年12月に川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、冊子が作成されました。冊子の配布はどの範囲か。また、総合戦略を推進するためには、町民の理解と協力が不可欠である。町民への周知と協力の働きかけはどのように取組んでいくのか、以上、四点についてお尋ねいたします。

議 **長** 町長。

町 **長** 山口議員の川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

まず、プレミアム商品券の発行事業や婚活事業について総括や評価をされたのかとのお質問ですが、プレミアム商品券発行事業につきましては消費喚起生活支援型の事業であり、現在、事業主体の東彼商工会において商店並びに消費者に対し、アンケート調査を2月末までを期限として行われておりますので、今はその情報を分析するための作業を行っているとお聞きしております。また、先行型で実施しました事業のうち、事業が完了したものが総合戦略策定事業と地域おこし協力隊員募集事業であり、その他は、まだ事業の実施中であります。そして、その成果、効果の検証につきましては、平成28年度に検証を行い、その結果を平成29年度の事業実施に反映させるこ

とといたしております。したがいまして、先行型の事業については、まだ総括や評価ができる状況ではありませんのでご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、②の国、県の交付金等の交付が決定されたのか。とのご質問でございますが、総合戦略の実施にかかる交付金といたしましては、国の平成27年度補正予算によります地方創生加速化交付金が創設されております。本町におきましても、この交付金を活用し、総合戦略の取組みを推進するため、2月10日に実施計画書を国に提出したところであります。現在、国において全国の自治体から提出された実施計画書について先駆性などの審査が行われているところでありまして、その結果は3月中旬、あるいは3月末になる予定であります。したがいまして、まだ交付決定がなされていない状況であります。

続きまして③の、施策の緊急性や重要性の優先順位を付けて取組む考えはないかとのご質問であります。地方創生本部会議では、総合戦略の実施期間が平成31年度までの実質4年間であることから各事業を早期に取組むことを基本として、それぞれの事業の重要性や担当課の執行体制などを勘案したうえで平成28年度または平成29年度で各事業に取組むことを計画しているところであります。しかし、事業の実施に当たっては、財源の確保が必要であることから、町の財政や地方創生にかかる国の財政支援などの状況により事業の実施時期などが左右されることも考えられます。その場合は、議員のおっしゃるように事業の緊急性や重要性などを考慮し、取組みを進めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

続きまして④の、総合戦略の冊子の配布範囲につきましては、地区総代、創生委員会委員、長崎県、近隣市町、そして本町の係長以上の職員に配布をいたしております。町民への周知と協力の働きかけにつきましては、昨年12月に総合戦略が策定されましたので、その目的と概要を広報川棚2月号に掲載するとともに、誰でも人口ビジョンと総合戦略の冊子がダウンロードできるような川棚町のホームページに掲載したところであります。今後も引き続き、広報誌やホームページなどの情報媒体を活用して、町民への周知を図るとともに、機会があるごとに町民への協力の働きかけをしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上、

答弁とさせていただきます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 まず一点目でございますが、現在行われているのが婚活事業であると思っております。そしたら、この婚活事業についてはですね、すでに平成27年度中に現在まで、5回か6回川恋というかたちで行われてきているのではないかと思います。そうすれば、28年か29年になれば総括評価はできないと。そうすればこれのですね、まち・ひと・しごと総合戦略の冊子ですが、この中にどういうかたちで進めていくかということは明記してあるわけですね。推進と検証というのが、いわゆるPDCA、プラン、ドゥー、チェック、アクションですか、このサイクルでやっていきますよと。そしたらすでに5回から6回実施されているのであればですね、1回実施するごとに当然、プラン、ドゥーはなされているわけですから、チェックをして、その次どうしていくかという検証がなされていなければですね、終わってからであればですね、これはもう良かったか悪かったか、それで終わる可能性があるかと。当然、婚活事業は現在、5、6回行われていると。一つの例でございますが、当然、それぞれ1回終わるごとにですね、PDCAのサイクルでやっていくのであれば、当然、その評価がなされ、チェックがなされ、そして改善、いわゆるアクションがなされているはずなんです。それが今までなされていないということは、いわゆるこれの推進、検証が欠けているんじゃないかと思われませんが、その点はどういうふうにご考えておられるのか。

議 長 町長。

町 長 ただいま議員からは、検証が欠けているのではないかとご指摘をいただきましたが、実は婚活事業について、ただいま具体的な質問になりましたのでお答えいたしますが、先ほど、壇上で答弁をいたしました内容は、一般的な話でありまして、この婚活事業につきましては、目標5カップルの誕生ということで目標を定めておりまして、これまで5回開催し、そして目標としている5つのカップルが誕生したということで、これは目的を達成しているという評価をいたしております。そして、具体的には1回目から順次開催しておりますが、開催の都度、反省会を開催いたしまして、そして次はどういった方法で縁結びの事業をやるか、十分、調査研究を

しながら2回目、3回目、4回目というふうが続いているわけでございますので、検証が欠けているということには、いささか私も抵抗がありますので、職員はそういう気持ちで検証しながら取組んでいることをご理解いただきたいと思います。なお、今年度、あと1回、婚活事業を開催することで予定をしているようでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 ちょっと婚活事業に特段細かい内容にこだわっているわけではございませんが、PDCAサイクルを行ったかどうか若干疑問を持つのがですね、今日も昼休み担当者が見えたわけですね。地域政策課の。チラシを持って来て参加者が少ないんですよと。何とか声かけて協力できませんかと思えて、というのは、ここのPDCAのチェックが十分じゃないから、やっぱりその都度そういうかたちで議会の方に控室に見えてですね、お願いしますと、チラシをですね、全員もらったんじゃないかと思えますよ。だからその都度、そういう動きをせんといかんというのがPDCAのどうするかという改善がなされていないという、私は証明じゃないかと考えているんですが、ここはどういうかたちで毎回動いておられるのか、男の方が足りないんですと見えました。そういった点はどういうふうな改善をその都度なされたのかお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。先ほど壇上で答弁した中には、いわゆる平成27年度で事業を行ったものについては、平成28年度で検証をして、そして29年度の事業に反映するというのが、これが基本でございます。

そういった中で、婚活事業につきましては、今年度、5回程度予定しておりますので、今議員がおっしゃるようになかなか参加者が少ないという課題を抱えながら、じゃあどうすれば参加者が増えていくのかということをして1回、1回議論し検証しながら、次のステップに入っております。そういった中で、一人でも多くの参加者を得るためには、やはり議員の皆様方にもそういった事業に協力をしていただきたいという思いで担当の方が皆様方をお願いをしたのではないかとこのように理解をいたしております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 ここでやるつもりはなかったんですけども、せっかく話が

いったついでにお尋ねしたいんですが、婚活事業で今年5カップルが誕生して目標が達成したと。じゃあこれはカップルが誕生した時点で終わりなのか。本来の目的はですね、いわゆる4つの目標の中の大きい目標がございませよね基本的な。いわゆる若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。カップルができればそれで終わりなのかと。カップルができれば当然、結婚までお世話をするというのが当然の方向じゃないかと考えるんですが、なんかそういう趣旨からいけば、基本目標からカップルが誕生して評価ができたということであればですね、なんとなく中途半端な目標達成で終わっているんじゃないかと。できれば、町としてですね、いわゆるこういう目標を掲げてあるのであれば、そこまで何とかカップルが行きつくような手立てをしていただいて、できれば勝手な考え方でございますが、もしめでたく結婚し、本町に新居を構えるようなことがあれば、結婚祝い金でも出しますよと。支給しますよというような施策まで考えられないのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。婚活事業について、5カップルを目標として事業を進めてまいりまして、その5カップルが誕生したので目的は達成したと、このように評価をいたしております。ただ、議員がおっしゃったように誕生したところで終わりなのかというようなことでありますけれども、実は終わりなんです。と言いますのは、その後の追跡調査はプライバシー等の問題でなかなかできません。ただ、議員がおっしゃるように実質的には終わってはいけないわけです。その後の結婚、妊娠、出産、そこに結びつけることが必要でありますので、この婚活事業とは別にそういった施策を今後展開しなければいけないと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 婚活事業はこれで終わります。

二点目でございますが、国、県の交付金等の決定というのがまだなされていないと、3月中旬になるのだろうと、実施計画書を提出してですね。そうすればこれがですね、総合戦略についてはですね、国に事業を申請し、それが採択されて初めて交付金等の予算措置がなされるものと思っております。そうしたときに、本町で立てた総合戦略、この事業が不採択になった場合で

すね、施策を見直すのか、それともどうしても必要だからということで町単
の事業として実施していく考えがあるのかです。お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。今、平成27年度補正予算で加速化交付
金、これは補助率100分の100でございます。そして、28年度当初の
推進交付金、これは補助率が100分の50、2分の1です。こういった
ことで今申請をしておりますが、まだ決定がなされていないということ
の状況であります。そこで議員からは、もし交付決定がなされなくても
事業を実施するののかということについては、実は、この事業につい
ては国が全面的に支援をするということでのスタートでありましたので、
国の交付金が交付されなければ、やはりすべてを実施するということに
はいかないというふうに思います。しかし、交付されないからといって、
そのままですと、さらに人口減少が進みますので、やはり一定の事業に
ついては町単独でする必要があるのではないかというふうに思っており
ますが、現時点ではまだ交付決定の前でございますので、具体的には
内部で協議をしていないのが現状であります。以上、答弁といたします。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 総合戦略に係る交付金というのはですね、これはいろ
んな交付金の割合があると思いますが、基本的には50%程度で残り
は町の財源で賄っていくというのが基本じゃないかと思っております。
そうすれば、総合戦略の事業が多くなればなるほどですね、いわゆる
町の財源ですね、これの圧迫が出てくると。そういうことで、他の
事業がですね、総合戦略を推進したためにですね、他の事業が圧
迫されるということはないのかということと、総合戦略をするた
めの町の残り50%程度の財源になるかと思いますが、その負担とい
うのは当然、基金等の取り崩しで賄っていくのかどうか、それにつ
いてお伺いいたします。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。このまち・ひと・しごと創生法につ
きましては、一昨年11月に施行されましたけれども、当初は我が
国の人口減少に歯止めをかけ、さらに東京への人口の集中を是正して、
そして地方の活性化を図るといふ、大きな目的が掲げられて制定を
されております。そし

て、その時の状況としては、財源はすべて国が負担しますというような方針で最初スタートしたわけでありまして。しかし、現実問題、今になりまして、平成27年度補正の加速化交付金については、100%補助でありますけれども、28年度当初予算の推進交付金は、今議員がおっしゃったように2分の1の交付金でございます。そこで、基本的には町の財源で賄うべきであるという議員のご質問でありましたけれども、私は逆に基本的には国の責任で財源を確保するというのが私の想いでございます。そういった中で、この創生総合戦略に基づく事業を展開した場合には、他の今まで継続している事業に圧迫しないかというご質問がありましたけれども、それは圧迫しないような状況で、このまち・ひと・しごと創生総合戦略については展開をしなければと、このように思っております。そして、基金等を取り崩すのかという質問もございましたが、これについてはまだ交付金の交付決定等がなされていない状況でありますので、それについてはどういうふうな方法をとるのか、まだ方針は出していない状況であります。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 それでは三点目にいきますが、総合戦略の施策というのは、非常に項目数も多ございます。冊子を見てもですね、基本の4つの目標に対して、それぞれ3つか4つの施策があり、そして下にさらにそれぞれの項目によって4から5ぐらいの取組みがぶら下がっているというかたちで、総数を数えましてですね、40から50ぐらいになるのかなというふうに考えております。これすべて、取組んでいくというのは非常に大変だろうと思うんですよね。そういうことで、先ほど申し上げたんですが、いわゆる実質的には来年度から4年間しかないわけですよね。取組む期間というのが。それであればですね、これの冊子すべてをですね、同時に網羅しながらやっていくんでなくてですね、重点項目というのをもう一回見直してですね、そこを中心にやっていくという考えはないのかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。重点項目を絞ってということにつきましては、まあ担当課で考えておれば後で答弁をさせますが、基本的には、あと実質4年間しかありません。4年間の中で事業を展開しなければ交付金の対象になりませんので、少なくとも27年度、28年度、29年度で着手する

必要があります。そういったことで、事業の洗い出しをしながら取組んでいきたいと思えますけれども、要は、町がこれをしたというふうに国に申し出ても、国としてはそれは地方創生総合戦略の戦略に当たらないという判定が下されれば交付金が交付されないわけでありますので、まずはそういった事業に採択されるようなものから取組んでいかなければと、このことについては担当課と十分議論をしているところでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 ちょっと今の、いわゆる非常に項目数が多いと、その中でですね見ましたらですね、現在までにまち・ひと・しごとですね、総合戦略で取り組まなくてもすでに取組んでいることまでですね、その前から取組んでいることまでこの冊子の中に上がってきているわけです。一例として考えれば、例えば見守りネット事業というのは、すでに3、4年前から取組んでいるわけです。自主防災についても同様なんです。さも新たな総合戦略の中で取り組みますよと書いてあるんですけども、すでにこういった部分は取組んである。それとかその他の部分でいってもですね、消防団の魅力のPRというのも、シャッターに絵を描いたのもすでに3年前なんです。それから、果たして整合性があるのかと中身で議論するつもりはないんですけども、企業誘致と書いてある。ただ企業誘致については、産業振興課に企業誘致という課があって、それをいろんな意味で一回企画財政に企業誘致係を設置して、それが1年間でなくしました。その時の議会の同僚議員の答弁では、企業誘致係を廃止した理由というのは、工場用地等がないと。無い袖は振れないから廃止したんだと。そういうふうな答弁が議会の中であってですね、ところがまた再びこれがこの中で上がってきている。非常にそういうことから考えればですね、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略にですね、新たに載せなくてもですね、現在あっていると。それから、いったん消えたものが上がってきたりして、非常に整合性がない部分があると。中身を批判するつもりじゃないんですけども、そうすればあえて現在取組んでいる地域見守りとか自主防災とか、それをあえて新たに取り組みますよという設定をしなくてもですね、本当に新たに設定する部分だけを重要項目として取組めないかと、そういう質問なんですけれども。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。確かに、現在行っている事業についても列記をいたしております。これは総合戦略の特徴といたしましては、いろいろな事業を噛み合わせて、そして町の活性化を図っていくという、そういった交付金事業の申請をするための、いわゆる技術的な方法もあるわけでありまして、そういったいろんなものを組み合わせて一つの事業として申請をするということで、今回もしております、それについては、この冊子に載せなければできないという基本的なルールがありますので、そういったことも含めて既存の事業も掲載しているわけでありまして、必ずしも不必要なものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 今の答弁ですね、だいたい分かりましたけれども、今の答弁はおそらく町の行政としては、とにかく交付金をもらうためには現在やっている事業についても、あえていわゆる総合戦略の中身として載せてここに出さざるを得ないということだろうと思いますが、この点についてもう一点だけお尋ねしたいんですが、いろんな施策がある中でですね、もっとも重要と考えているのは何か一点か二点あげていただければと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えします。人口減少に歯止めをかけると、そのことが地域への活性化に繋がると考えたときに、子育て支援がまず大事だろうというふうに理解をしております、そのことに力を入れていきたい。そしてまた、定住促進がそこに関わってくるのではないかとということで、この2つについて中心に取り組んでいきたいと、このように考えております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 四番目になりますが、先ほどですね、2月号の広報で掲載されて町民に周知したと言われたんですけども、ちょっと持ってきたんですが、これで果たして町民の方が総合戦略にこういう内容で取り組んでいますよというかたちでどの程度理解できたかと、私もですね、ここを見ていってどこかにあったなという感じで印象に残っています。であればですね、もう少し町民にアピールできるような、本当にこれは総合戦略というのは、町民の理解と協力がなければ推進できない、実行できない部分が多いわけです。それであればですね、もう少しインパクトのあるような総合戦略の周知とい

うのを考えていただきたいと。例えば、私の勝手な判断であります、私の勝手な考え方なんですけれども、こここのところのダイジェスト版ぐらい出してですね、町民に配って取組んでいますよと、非常にここは分かりやすいんですよ。それぐらいの発想をもう一回考えですね、町民に来年4月からこういう取組みをしますよと、10ページ、11ページは本当によく分かりやすいと私は思って見たんです。これぐらいのダイジェスト版を作ってですね、町民に全部配布してですね、周知、協力をお願いするような方策を改めて検討できないかお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。確かに、やっぱり町民の理解と協力が必要でありますので、PRについては大事だと、このように認識をいたしております。町民に対するお知らせについては、基本的には広報かわたなが原則といたしておりますので、それに載せておりますけれども、今議員からご指摘からあったように、いささか不十分なところがございます。今、10、11ページのようなものをPRしたらどうかというご提言もいただきましたので、担当課長としては今話をしましたが、ぜひ取組んでみたいと、こう言っておりますので、さっそくそういった事務をさせることにいたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 当然、これはいろんなかたちで町民への周知と協力については、大変ありがたい回答をいただいたんですが、それ以外にもですね、おそらく総代会等とか、いろんな各種団体、婦人会含めてですね、説明をしたり協力をお願いされるんだろうと思うんですよ。いろんな各種団体に。そのときにですね、できれば全体でやるのかどうかというのは別にしてですね、いわゆる本年度からですね、地区担当職員制度が設けられました。各課長が3、4名総代会の地区ごとに割り当てられたんじゃないかと思います。できればですね、そういう制度を利用してですね、各地区別にですね、こういうことをやっているから4年間でどうしても実現しないとだめだと、そういう意気込みでですね、そういう職員制度を利用してですね、PRしたり説明、それから協力を依頼する方法は考えられないのかお尋ねしたいです。

議 長 町長。

町 長 お答えします。このまち・ひと・しごと創生総合戦略を推進していくためには、基本的には議員がおっしゃったように、あるいは私が先ほど言いましたように町民の理解と協力が不可欠でございます。しかしあの、地区説明会までして取組む事業であるかというふうに考えるときには、今担当課長と協議をしたんですけれども、担当課の方では現在ではそこまで考えていないということではありますが、私といたしましても地区説明会をして、どういったお願いをして、どういう協力をしてもらえるのかという、具体的な詰めができておりませんので、今後、そういったことについては研究をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

1 番 山 口 以上で終わります。

(1 5 : 4 1)

議 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議 長 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 4 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____